

## 第2 児童相談所の対応の現状と市町支援に係る調査・分析結果の概要

### 1 テーマ別にみた児童相談所の児童相談の現状と課題

#### (1) 児童相談所の体制について

##### ア 組織体制

(ア) 複数課体制をとる北勢、中勢児童相談所は課ごとに運営が異なっている。

##### イ 経験年数

(イ) 所長と心理担当は児童相談所での経験年数が長めであるが、課長、ケースワーカーは経験年数が短い職員が少なくない。

(ウ) 経験年数が短い職員が多く、専門性を高めるところまでには至っていない状況がある。

##### ウ 地域性

(ア) 県内でも地域特性、住民性に違いがみられる。都市部は住民同士のつながりが弱く、被雇用者として製造業やサービス業に従事する割合が高い。それ以外では農林漁業の従事者も多く、血縁、地縁のつながりが残っている。

(ウ) 都市部においては、核家族化による母親の孤立化・育児力の低下、母子家庭における経済的な困窮等のケースの増加等を受けて、児童相談、虐待ケースが増えており、困難ケースが多数発生している。

#### (2) 児童相談への対応の強化に係る取組状況について

##### ア 職員のマネジメント

現場の職員のマネジメントは課長を中心となって行われており、課長の保有資格、職務経歴、考え方が、児童相談所（複数課ある児童相談所においては課）の運営に直接的に影響している。職員のマネジメントは課長が職員の経験年数、適性、繁忙状況を見ながら、市町の割り振り、ケースの割り振り等を行っている。

また、所長の考え方や意向も児童相談所の運営方針に影響していることがうかがえた。なお、経験年数の少ない職員の割合が高い小規模の児童相談所においては所長が直接、職員の指導や調整にあたっている。

## **イ 研修・人材育成**

センター主催の新任者研修には全員が参加している。新任者研修後は、児童相談担当の経験の浅い職員には課長もしくはペテランの職員がついてOJTを行っているところもある。「ペテラン」の職員とは経験年数が相対的に長いということで、所内における位置付けがあいまいで、地区やケースも持ちながらなので負担は小さくないとのことである。

各児童相談所とも、研修の必要性、重要性に対する認識は高く、受講した研修の内容についても日々の業務において実践されている。日常業務も抱えながらの研修参加となるため、外部機関の研修への参加もみられるものの、センター主催の研修参加が中心となっている。

## **ウ 相談対応の体制基盤強化**

児童相談所においては、夜間・休日の対応、緊急時対応等が求められるため、輪番制や携帯電話の活用等の工夫をして対応しているが、特に小規模で管轄エリアの広い児童相談所においては、体制を不安視するところがある。

相談対応の体制基盤については、心理担当職員の不足により日程が合わずケースに十分に関われないことを指摘する意見があった。

医療機関、弁護士会等の外部の専門機関との連携の強化を図っているところもある。市町との連携を重視して、すべての市町において、児童相談所が要保護児童対策協議会の会議に積極的に参加している。

### **(3) ケースマネジメントの流れに沿った対応状況について**

#### **ア 相談・通告の受付**

明確でない「通告」については、「相談」「情報提供」等として「未受理簿」に保存している児童相談所と、すべて「通告」として扱う児童相談所がある。地域住民や関係機関だけでなく、市町からの報告も児童相談所への要望が曖昧だったり、タイミングがばらばらで、「通告」なのかの判別が難しいとの意見がある。

#### **イ 相談・通告の受理後の対応**

相談・通告の受付票は三重県の様式が活用されている。

6月から実施された「送致」「通知」のルールに沿って取り扱われている市町はまだ少なく、児童相談所としてもルールの徹底が今後の課題として認識している。

相談・通告を受けても、職員はすでに相談予約や出張計画が入っていることが多く、初期対応の職員体制作りに苦慮することがある。

## ウ 調査・子どもの安全確認

ケースによって、市町に情報収集を依頼し、同行依頼や安全確認依頼を行っている。市町の体制や力量に応じて、最初の状況確認は市町単独で動いてもらうようにすることもあれば、初期対応から市町と一緒に動くこともある。48時間以内の安全確認を守りつつ学校や保育所等の目視が適当な場合は関係機関に依頼を行う。

虐待ケースは緊急のため、受理会議の前に調査を開始し、担当者を決定している。必要に応じて警察の協力を依頼している。

## エ アセスメント・援助方針の決定

児童相談所と市町が同じ認識や方法でアセスメント・援助に取り組めるよう、毎週1回定期的に児童相談所と市町の担当者が会議をもって、情報や意見の交換を行っているところがある。

定期的な会議をもっていない児童相談所も、市町のケース検討会議に極力参加して、連携してアセスメントを行い、援助方針を決定するなどしている。

しかし、アセスメント票については十分に活用できていない。その理由として、現状のアセスメント票では具体的な援助方針の立案までつながらない、経験が乏しく使いこなせないなどのことが指摘された。しかし一方で、経験が少ない職員ほど活用の必要性はあるとの意見もあった。

## オ 一時保護

一時保護所の空きがなかったり、委託一時保護先の確保が困難という意見が多くかった。また、圏域によっては施設がなく、遠隔地となるため保護者、市町、児童相談所の皆が使いづらさを感じているという意見があった。乳児の緊急一時保護の受け入れ先が少ないと対応が困難となる理由である。

市町によってはショートステイの代わりに一時保護を希望してくる場合等もあり、児童相談所と判断が食い違うことが少なくない。一時保護の役割や判断について、市町の理解の向上が必要との意見が多い。なお、関係者会議を開催して方向性や意思統一を図っている児童相談所がある。

## カ 援助の実施

在宅での支援ケースがほとんどである。施設に入所しても、家庭に戻ることを考えれば、家庭支援等のフォローを市町や学校がどこまでできるかをポイントとして援助を実施していくなければならない。保護者に精神疾患、知的障がいがあるケース、保護者が支援を拒否するケースなど、児童相談所としての対応が困難なケースが多い。

援助の実施に際しては、面接や電話での相談の内容、関係機関からの情報提供内容等について記録を作成しなければならない。ケース記録の記入もれをなくし必要事項を記入することが難しく、作成に時間要することも多いとの意見が多くの児童相談所で聞かれた。

#### **キ モニタリング・アフターフォロー**

頻繁に対応が必要なケースが優先され、状況が安定しているケースは対応が遅れることがある。次々に生じる相談への対応に追われがちなので、児童相談所で全体を把握し管理する立場の職員を決め、管理する仕組みを構築している所と、今後の課題となっている所がある。

児童相談システムはきょうだいのケースが抽出されないので、独自でエクセルの管理シートを作成している児童相談所がある。市町とケース進行管理会議を3ヶ月ないしは4ヶ月に1回、定期的に開催して、全ケースのモニタリング・アフターフォローを実施している所もある。

#### **ク 終結の判断**

ケース進行管理における終結の判断基準が曖昧である、児童相談所と市町で終結の判断基準が共有化されていない、個別ケースになると児童相談所と市町の判断が食い違うといった状況が明らかとなった。市町が不安を感じる状況では終結の判断をせず、要保護児童対策地域協議会で進行管理としたケースも多い。

### **(4) 市町、県・児童相談センターとの連携について**

#### **ア 市町との連携について**

市町の児童相談の体制、担当職員の経験や力量等が様々である中で、児童相談所は市町の状況をよく把握しながら連携をとっている。児童相談所は、個別ケースの対応にとどまらず、要保護児童対策協議会の運営支援、関係機関・住民・職員の啓発・研修において児童相談所職員が講師を務めるなど、様々な形で積極的に関わっている。

一部の市においては正規の専任職員を配置するなど児童相談体制が整備されており、そうした市については、国や県のマニュアルやガイドラインに従って児童相談所と市がそれぞれ役割分担をしながら児童相談業務にあたることができている。

現在は正規職員については兼任のみの市町の方が多数であり、行政職、家庭相談員、保育士、保健師等が連携をしながら児童相談にあたっている。一方児童相談所も目的によって異なるキーパーソンと連携をとって動いている。

町部においては、担当職員が兼任で人数が少なく、相談件数等が少ないところもみられる。こうした地域においては、児童相談所が市町と一緒にケース対応にあたる中で市町を指導し、双方で経験やノウハウを蓄積しているとのことである。

#### イ 県・児童相談センターへの意見・要望

県・児童相談センターへの意見・要望は以下のとおり。

##### (ア) 研修関係

- a. ロールプレイや事例検討を盛り込んだ初任者研修、経験者向け研修
- b. 児童相談所の心理担当向けの研修
- c. 各児童相談所や市町庁舎等、行きやすい場所での研修
- d. 法的対応、受給者証の発行、措置の手続きに関する研修

##### (イ) 支援ツールの作成、改良

- a. 初任者向けのマニュアルの作成
- b. 児童相談システムの改良

##### (ウ) 児童相談所のバックアップ

- a. 介入型支援・法的対応や体制が整わない時の応援体制
- b. 具体的なケースにおけるアドバイス（ケース会議のスーパービジョンについて月1回を2回にしてほしい）

##### (エ) 情報提供

- a. 県内各児童相談所の状況等
- (オ) 長期的な人材育成のしくみ（福祉施設等で経験をつんだ後での配置等）
- (カ) 関係機関との連携協力体制の構築（警察、教育委員会、医療機関等）

#### (5) 関係機関との連携について

全般的に幼稚園、保育所、小・中学校等の公的機関との連携は円滑にできているとのことである。生活保護部局は、家庭との関わりにおいて児童虐待等の意識が薄いことがある。医療関係、法律・人権擁護関係についてはケースによって連携しているが、連携が弱いと感じているところがある。警察は個別ケースによって認識や対応がずれることがある。

市民や民間団体、N P O、ボランティアなどとの連携は今のところあまりみられない。

#### (6) 児童相談所の改革に向けた提言として反映しうるもの

児童相談所の児童相談業務については、児童相談所運営指針や児童相談センターが作成したマニュアルなどにのっとった運営に努めていることが確認さ

れた。業務遂行上の課題として、人員不足への対応や、経験の浅い職員のスキルアップや専門性の向上がすべての児童相談所で挙げられている。

児童相談所の児童相談業務には、児童相談所として個別ケース対応にあたる相談機能と、市町の児童相談業務のバックアップ機能があるが、両者とも市町や地域の関係機関との連携なくして成り立たない。児童の最善の利益を最優先しつつ、関係者の意向や状況に配慮しながら、協力関係を構築していくかなければならず、担当職員は重責を担っている。担当職員のスキルアップを図ると同時に、児童相談所の組織機能を高めていくことが求められている。

ヒアリングで得られた情報や意見を踏まえ、児童相談所の改革に向けた提言として反映しうるものを探して整理すると以下のとおり。

#### **ア 所長・課長のマネジメントの強化**

- (①) 所長のマネジメント力、リーダーシップの強化
- (④) 課内マネジメント業務の明確化と標準化(人材育成、業務の割り振り、全体的なケース進行管理等)
- (⑦) 課長の役割の明確化と、課長の下で指導・統括的役割を担う人材(主任、リーダー等)の設置(または育成)の検討
- (エ) ケース担当の決め方の見直し(同じ市町でもケースによって児童相談所の担当が異なる場合があることだが、小さい町は担当を固定した方が効率的ではないか)

#### **イ 人材確保、育成**

- (⑦) ケースワーカーの長期的な人材育成(有資格者・児相経験者の活用、短期間での異動の見直し、メンバー構成への配慮)
- (④) 圏域の面積や移動時間を考慮した人員配置
- (ウ) 相談担当、心理担当の体制強化、増員
- (エ) 児童相談システムの入力・管理のための事務要員の確保
- (オ) 小規模な児童相談所のバックアップ機能(緊急時の応援、センターの巡回を多くする等)

#### **ウ 研修の充実**

- (⑦) スキルアップ研修の充実
- (④) OJTの充実
- (ウ) 重症事例、困難事例、介入型支援・法的対応等の対応方法の研修の充実

#### **エ 業務の効率化、ツールの整備と改良**

- (⑦) 基礎資料やマニュアルの整備
- (④) 活用しやすいアセスメントシート等の様式やツールの開発と利用の促進

(ウ) 児童相談システムの改良、効率的な運用

**オ 市町との連携強化に向けた取組**

(ア) ケースの進行管理に関する認識共有の徹底

(イ) 市町とのさらなる情報の共有化（一時保護の判断についての認識、児童相談所に「送致」した後の市町への状況報告、施設退所の際も事前に情報を市町に伝えるなど）

**カ 社会資源の整備、改善**

(ア) 一時保護所の環境改善

(イ) 緊急対応時の受け入れ先の整備。（特に乳幼児、重症心身障がい児、知的障がい児等）

**キ 関係機関との連携協力体制の構築**

(ア) 保健福祉事務所、医療機関、警察、教育委員会等との連携強化

## 2 圏域別にみた児童相談所児童相談の現状と課題

各児童相談所の現状や取組は様々であるが、下記に紹介する特徴的な取組は、他の児童相談所においても参考となり、実施導入により効果が期待できると考えられる。

図表II-2-1 各児童相談所の特徴と課題

児相名	特記事項	特徴的な取組	課題
北勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース数が多い。</li> <li>・大幅な職員異動があり、経験年数の短い職員が増加した。</li> <li>・課共通の取組あり（ペア体制、ケース進行管理会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペア体制でケース対応（OJTも意識）</li> <li>・ケース進行管理会議を全市町で実施しようとしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量に対応した人員配置</li> <li>・所内や市町に対して指導的役割を担える人材の確保</li> <li>・経験の浅い職員の育成</li> <li>・課内のマネジメントの標準化</li> </ul>
中勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的経験者が多い。</li> <li>・課毎に市町の状況に応じた対応を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町との情報共有やコミュニケーションが比較的円滑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内のマネジメントの標準化</li> <li>・市町の力量に応じた役割分担の見直し</li> </ul>
南勢志摩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が多く、圏域も広い。</li> <li>・所長以外の経験年数が短い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町との関係性が近く、コミュニケーションも比較的円滑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験の浅い職員の育成</li> <li>・所内で指導的役割を担える人材の確保</li> <li>・緊急一時保護の受け入れ先の確保</li> </ul>
伊賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの市と密接に連携している</li> <li>・課長の経験年数が長いため、スーパーバイズを含めたマネジメントが的確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週1回市町とのケースカンファレンスを実施</li> <li>・送致・通知を実施</li> <li>・ケースの進行管理、人材育成に取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験の浅い職員の育成</li> <li>・乳児の緊急一時保護の受け入れ先の確保</li> </ul>
紀州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数の体制</li> <li>・市町への移動に時間がかかる。</li> <li>・職員の任期が短期になりがちで、経験等の蓄積が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員がケースの情報を把握し、情報共有が円滑</li> <li>・初期対応の段階から市町と一緒に動き、市町の育成を意識しながら密接に連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数で経験の蓄積が難しい中、今後に困難ケース対応の体制の強化が必要（バックアップ体制も含め）</li> <li>・緊急一時保護の受け入れ先の確保</li> <li>・圏域が広く移動に時間がかかり、市町支援での緊急対応が困難</li> </ul>

### 3 児童相談所の実態チェック一覧

【取組状況チェック】 ○：ほぼできている、△：課題はあるが取り組んでいる、×：あまりできていない、-：無回答、該当なし、不明等  
 【実態チェック】 ○：しばしばある、△：たまにある、×：ほとんどない、-：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	回答分布			
児童相談への対応の強化に係る取組状況について				
職員のマネジメント				
【取組状況チェック】	○	△	×	-
相談の各ケースについて、責任を持って担当する職員を決めている	10	0	0	0
課長以外で、職員間で指導的役割を担う職員がいる	5	2	3	0
各職員の経験や適性とケースの事情を踏まえてケースの割り当てをしている	2	7	1	0
虐待対応への職員の対応力を個々に把握している	5	5	0	0
課長等の責任者は、担当に対する指示を具体的にしている	2	8	0	0
課長等の責任者は、指示した内容を担当と確認している	5	4	1	0
担当は相談の計画を組んで上司に相談している	5	3	0	0
緊急の対応手順や人員配置などを普段から考えて備えている	1	5	2	0
【実態チェック】	○	△	×	-
ケースの担当への割り当てに困難を感じことがある	3	6	1	0
所長、課長からの指示が担当で実施されないことがある	0	4	6	0
職員が常に上司の指示を待っている傾向がある	0	6	4	0
相談が担当者に任せきりになってしまうことがある	1	4	3	0
担当者での相談対応が困難となり課長の対応が必要になることがある	2	4	2	0
研修・学習会	○	△	×	-
【取組状況チェック】	○	△	×	-
職員が外部の研修に定期的に参加している (職員1人が少なくとも年間に1回以上は参加している)	4	4	2	0
所内でのOJTを行っている	4	6	0	0
特に新人職員が手引きとできるような資料(基本的対応マニュアル等)を用意している	2	5	3	0
課長または経験者が、新入に対して相談対応の基本を教えている	1	6	1	0
研修参加や所内学習会等により、基本的な法知識を職員が身に付けられるようにしている	0	5	5	0
【実態チェック】	○	△	×	-
日常業務に追われてなかなか研修に参加できない	6	4	0	0
○社会的支援の実情	○	△	×	-
【取組状況チェック】	○	△	×	-
児童福祉司の業務と児童心理司の業務との協力遂行について、職員全員が普段から意識して取り組んでいる	7	2	1	0
虐待ケース進行管理システムを使って、ケース情報の情報管理・進行管理を遅滞のないように行っている	1	7	0	0
保有している虐待ケースの動向確認を定期的に行っている	4	4	0	0
規定等を所内あるいは課内で整理して、閲覧しやすいようにしている	1	5	4	0
地域にある各種相談機関や施設等の実情について十分に把握し、必要な連携がとれている	2	7	1	0
虐待対応における警察など関係機関との連携にあたっての取り決めや注意点などについて職員が共通に認識できるように説明の機会を持っている	2	1	5	0
より高度の判断が必要なケースについては、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会などで相談支援部会を活用するようにしている	5	3	0	0
【実態チェック】	○	△	×	-
虐待ケース進行管理システムへの入力が1ヶ月以上遅れることがある	2	5	1	0
児童相談所管理システムを適切に使えない職員がいる	0	4	6	0
○社会的支援の実情	○	△	×	-
【取組状況チェック】	○	△	×	-
相談の内容によっては児童心理司が直接引き継いで柔軟に対応している	1	4	0	0
所内のケース検討会議等に出席し、心理職として必要な助言指導、技術的援助を行っている	4	1	0	0
市町からケース検討会議等への心理職の出席を要請された場合、出席して必要な助言指導、技術的援助を行っている	2	3	0	0
【実態チェック】	○	△	×	-
所内で児童心理司の関わりを要請されても対応ができない、または対応が遅れる場合がある	2	1	2	0
市町から心理判定等を要請されても対応ができない、または対応が遅れる場合がある	1	2	2	0

ケースマネジメントの流れに沿った対応状況について	○	△	×	-
<b>【取組状況チェック】</b>				
相談者のプライバシー保護や守秘義務(情報源の秘匿)に関する注意事項について職員間で徹底している	7	1	0	0
児童虐待のハイリスク要因について職員が理解を共有している	3	5	0	0
相談・通告の聞き取り事項をすぐ記録している	6	2	0	0
児童虐待等の通告を受けた職員は、迅速に責任者に報告し協議している。責任者が不在であっても電話等で連絡をとりっている	7	1	0	0
児童虐待等の通告時には、可能な範囲で通告者の連絡先を聞くよう努力している	8	0	0	0
夜間・休日の相談・通告や市町等からの送致・通知にも迅速に対応できる体制をとっている	4	4	0	0
他機関へのあっせんが必要と認められる場合には、子どもや保護者等の意向を確認の上、電話であっせん先に連絡をとる等利用者の利便を十分図っている	5	3	0	0
すべての虐待に関する情報は虐待通告として受理し、記録して保管している	5	3	0	0
相談・通告受付票を活用している	8	0	0	0
<b>【実態チェック】</b>				
市町や関係機関からの虐待通告の情報が担当者で止まっていることがある	0	1	7	0
子どもがいるDV相談のケースについて情報提供があった場合、児童虐待ケースとして扱われないことがある	1	2	5	0
保護者など相談者から担当者の変更を申し出られることがある	0	4	4	0
<b>②相談緊急時の受け付け及び記録の流れ</b>				
<b>【取組状況チェック】</b>				
通告を受け付けた場合、通告情報や子どもの状況の確認、緊急一時保護の必要性の確認等を行うための緊急所内会議(受理会議)を開催している	8	0	0	0
重症度、緊急性、虐待かどうか、一時保護が必要かどうか等について判断する基準を定めている	3	3	2	0
会議では「いつまでに、何をするのか」といった期限や目的が共有されている	4	4	0	0
市町からの送致に際して、立入調査や一時保護の実施が必要とされるケースについては、迅速に調査等の要否を判断の上で対応している	4	2	0	2
会議の経過及び結果は受理会議録に記載し保存している	7	0	1	0
虐待相談緊急所内会議記録票を活用している	7	0	1	0
<b>【実態チェック】</b>				
緊急所内会議に必要な職員を集められないことがある	0	3	5	0
市町は児童相談所に情報提供してケースを上げたと思っているのに、児童相談所側の認識がなく、認識の違いが問題になることがある	0	3	5	0
<b>③相談緊急時の受け付け及び記録の流れ</b>				
<b>【取組状況チェック】</b>				
児童虐待等の相談の際には、親権者や血縁・近隣関係の把握、日常的に接する職員等からの安全性に関する意見の聴取を行っている	4	4	0	0
調査にあたっては、必要に応じて要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークを活用して情報収集している	8	0	0	0
子どもの状況把握の調査には複数体制で取り組んでいる	7	1	0	0
児童虐待通告の際には、48時間以内に子どもの状態を担当者等が目視することにより安全確認を行っている	6	2	0	0
安全確認を行う際には、必要に応じて警察に対する援助の依頼を行っている	6	1	0	1
立入調査についての考え方、その権限と法的効果、手順などについて所内で教育している	1	4	3	0
立入調査時には、必要な範囲において写真やビデオ、スケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行い、関係書類等の入手・保存に努めている	2	2	0	4
調査担当者は必ず調査に基づく調査所見を児童記録票に記載している	5	2	1	0
児童記録票(ケースの概要や相談援助過程を記録するもの)を活用し、調査内容を迅速に記録している	4	4	0	0
<b>【取組状況チェック】</b>				
児童虐待等の通告に関しては、きょうだいのアセスメントも必ず併せて行っている	7	1	0	0
リスクアセスメント票を用いて重症度を判定し、虐待ケース進行管理システムに入力して活用している	2	1	5	0
市町で扱っている処遇困難事例については、ケース検討会議等に出席し、必要な助言指導、技術的支援を行っている	5	3	0	0
市町への支援にあたっては、虐待相談在宅支援リスクアセスメント票を積極的に活用している	0	1	7	0
援助内容の決定に当たっては、子どもや保護者等に対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定している	3	5	0	0
援助方針の決定時に、ケースの援助と進行管理を担当する主担当機関とキー・パーソン(主たる援助者)を決定している	4	3	1	0
対応の必要度に応じて虐待ケース進行管理制度でランクを定め、そのランクを管理責任者が管理している	5	3	0	0
リスクアセスメント票を活用して援助方針を決定している	0	3	5	0
<b>【実態チェック】</b>				
援助方針会議を経ずに援助方針が決定されることがある	0	0	8	0
市町から処遇方針決定に際してケース検討会議等への出席を要請されたのに、出席できないことがある	0	1	7	0

⑤虐待相談の一時保護				
【取組状況チェック】				
虐待相談の一時保護の判断の考え方や基準、手続きについて、職員間で共通理解されるように教育している	○	△	×	-
虐待相談の一時保護の実施中及び実施後の処遇方針を定めて取り組んでいる	2	5	1	0
市町に対して、一時保護の利用や機能に関する研修や情報提供を行っている	3	5	0	0
緊急一時保護決定に向けてのアセスメント項目を使用している	0	3	5	0
	1	3	4	0
【実態チェック】				
一時保護をすべきかどうかの判断に迷う虐待相談ケースが多い	○	△	×	-
市町から虐待相談の一時保護の要請があっても受け入れが困難なことがある	1	6	1	0
虐待相談の一時保護後の処遇方針について市町や関係機関から苦情を受けることがある	0	5	3	0
	0	6	2	0
⑥児童の登録・登記				
【取組状況チェック】				
進行管理が必要なケースは、定期的に援助方針会議を開催して状況変化に対応した援助を行っている	○	△	×	-
課長や経験者が職員にケース記録の書き方を指導している	1	5	2	0
課長や経験者がケース記録を見て職員の対応の不備を修正している	2	3	3	0
援助方針会議を新人教育の場として意識して活用している	2	5	1	0
援助方針会議を新入教育の場として意識して活用している	5	2	1	0
課長の職務としてケースの進行管理を必ず行っている	2	4	2	0
ケース記録は、必ず所長まで決裁を上げている	8	0	0	0
援助の進行状況について、定期的に関係する市町や要保護児童対策地域協議会等に報告している	7	1	0	0
【実態チェック】				
援助方針会議への職員の参加状況が悪いことがある	○	△	×	-
援助方針会議に担当者の必要書類ができていないことがある	0	4	4	0
ケース記録の決裁が所長まで上がってくのが1ヶ月以上遅れることがある	0	3	5	0
ケース記録の決裁が所内で上がってこないことがある	0	3	5	0
	0	1	7	0
⑦児童の移管・譲り受け				
【取組状況チェック】				
援助活動の進捗について、担当機関を決めて定期的にモニタリングしている	○	△	×	-
支援を行っている家庭が転出する場合、通知に定める手続きに基づいて転出先の自治体を管轄する児童相談所に通告・移管している	3	4	1	0
施設に入所した児童について、定期的に訪問したり状況把握を行ったりして、経過についてフォローをしている	8	0	0	0
子どもが施設から退所したケースについて、市町や関係機関と連携を図りながら、退所後のアフターケアを相談や定期的な訪問により行っている	4	3	1	0
	2	4	2	0
【実態チェック】				
モニタリングが全く実施されていないケースがある	○	△	×	-
虐待ケース進行管理システムで定められている確認のタイミングよりも、実際のケースの状況確認が遅れることがある	0	4	4	0
	2	6	0	0
⑧児童の登録・登記				
【取組状況チェック】				
ケースの終結に関する判断の基準と手続きを定めている	○	△	×	-
ケースの終結にあたっては、要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで終結している	0	5	3	0
【実態チェック】				
ケースの終結の判断について、児童相談所と市町で認識がずれることがある	○	△	×	-
	0	6	2	0
市町への支援や連携をめぐる現状と課題について				
⑨児童の登録・登記				
【取組状況チェック】				
市町が児童相談所のパートナーであることについて職員に意識が浸透するよう教育している	○	△	×	-
市町への支援の方法や対応上の注意点について具体的に職員に教育している	5	3	0	0
市町とのケースの基本情報の共有の仕方を統一している	1	6	1	0
市町の実務者会議には必ず職員を派遣している	1	4	3	0
市町との間で緊急対応などの訓練を実施している	8	0	0	0
市町の力量を把握し、児童相談所としての対応の枠組みを考えている	0	0	8	0
市町には対応が難しい時は児童相談所に送致・通知するよう指導している	0	5	3	0
	3	4	1	0
【実態チェック】				
市町からの同行訪問依頼に対して応じられないことがある	○	△	×	-
市町の実務者会議に職員を派遣できないことがある	0	4	4	0
市町から助言・指導を望む声が多くある	0	1	7	0
市町からの意見への対応が遅れることがある	4	4	0	0
市町からの意見が担当に伝わっていないことがある	0	4	4	0
市町から苦情や要望が出されることがある	0	1	7	0
市町から担当者の変更を申し出られたことがある	0	4	4	0
	0	1	7	0

【連携状況】 ○：連携することが多い、△：機会があれば連携している、×：あまり連携していない、-：無回答、該当なし、

チェック項目	回答分布			
	○	△	×	-
関係機関との連携をめぐる現状と課題について				
市町の他部局(隣がい部局)	4	3	1	0
市町の他部局(生活保護部局)	2	7	0	0
県保健福祉事務所(保健所)	1	6	1	0
保健センター	4	5	0	0
医師会、医療機関、医療専門職	2	4	2	0
保育所	7	1	0	0
幼稚園	7	1	0	0
教育委員会	5	3	1	0
小学校	6	2	0	0
中学校	6	2	0	0
高等学校	0	6	2	0
警察	7	1	0	0
女性相談所	1	6	1	0
弁護士会、弁護士	2	2	4	0
人権擁護委員(法務局)	0	2	6	0
家庭裁判所	1	6	1	0
民生委員児童委員(主任児童委員を含む)	2	5	1	0
民間団体	0	2	4	2
NPO、ボランティア	1	3	3	1
その他	1	1	2	4

### 第3 市町の児童相談の体制と対応状況に係る調査・分析結果の概要

#### 1 データでみる市町児童相談の体制と対応状況

##### (1) 職員体制

各市町における主たる児童相談窓当職員数（H23.4.1）は、津市の16人が最も多く、次いで亀山市13人、伊賀市12人、菰野町11人となっている（図表II-3-1）。

他業務との兼務の有無という観点からみれば、鈴鹿市は8人全員が専任職員、うち6人が正規職員となっており、専任の正規職員数が最も多い。このほか、桑名市、いなべ市、松阪市、伊賀市、鳥羽市の5市は、相談担当全員が専任職員という体制になっている。一方で、三重県内全市町の半数以上に上る16市町は兼任職員のみの体制となっている。

図表Ⅱ－3－1 市町別児童相談窓口担当職員体制（再掲）

自治体名	主たる児童 相談窓口の 担当職員数 (H23.4.1)	専任職員		兼任職員	
		正規 職員数	非正規 職員数	正規 職員数	非正規 職員数
四日市市	8人	3人	2人	0人	3人
桑名市	8人	2人	6人	0人	0人
鈴鹿市	8人	6人	2人	0人	0人
亀山市	13人	4人	5人	4人	0人
いなべ市	4人	0人	4人	0人	0人
木曽岬町	2人	0人	0人	1人	1人
東員町	3人	0人	0人	3人	0人
菰野町	11人	0人	1人	8人	2人
朝日町	2人	0人	0人	2人	0人
川越町	2人	0人	0人	2人	0人
津市	16人	0人	3人	12人	1人
松阪市	5人	2人	3人	0人	0人
多気町	3人	0人	0人	3人	0人
明和町	3人	0人	0人	3人	0人
大台町	2人	0人	0人	2人	0人
伊勢市	7人	3人	4人	0人	0人
鳥羽市	2人	1人	1人	0人	0人
志摩市	5人	2人	1人	2人	0人
玉城町	4人	0人	0人	3人	1人
度会町	2人	0人	0人	2人	0人
大紀町	5人	0人	0人	5人	0人
南伊勢町	2人	0人	0人	2人	0人
伊賀市	12人	3人	6人	3人	0人
名張市	5人	2人	1人	2人	0人
尾鷲市	1人	0人	0人	0人	1人
熊野市	3人	0人	0人	1人	2人
紀北町	2人	0人	0人	2人	0人
御浜町	2人	0人	0人	2人	0人
紀宝町	1人	0人	0人	1人	0人
合計	143人	28人	39人	65人	11人

## (2) 児童相談受付件数

平成 22 年度の児童相談受付件数は、桑名市 1,325 件が最も多く、次いで、鈴鹿市 992 件、四日市市 757 件、伊賀市 603 件、津市 528 件となっている（図表 II-3-20）。

児童相談受付件数に占める養護相談件数では、四日市市 634 件が最も多く、鈴鹿市 516 件、桑名市 366 件が続く。さらに、それらのうち児童虐待対応件数は、鈴鹿市 293 件が突出して多い。

児童人口 100 人あたりの養護件数は、0.00 件から 1.56 件の間に分布している。また、同虐待対応件数は、0.00 件 から 1.10 件の間に分布しており、明和町（1.10 件）と志摩市（1.06 件）の 2 市町が同 1 件以上となっている。

図表Ⅱ－3－2 平成22年度 市町における児童相談受付件数（再掲）

自治体名	児童相談受付件数 (H22年度1年間)	うち、養護相談件数		児童人口100人あたり件数		児童人口 (H23.4.1)	
		うち、児童虐待相談件数	養護相談に占める児童虐待相談の割合	養護相談件数	うち、児童虐待相談件数		
四日市市	757件	634件	96件	15.1%	1.10件	0.17件	57,387人
桑名市	1,325件	366件	93件	25.4%	1.46件	0.37件	25,087人
鈴鹿市	992件	516件	293件	56.8%	1.37件	0.78件	37,695人
亀山市	382件	21件	21件	100.0%	0.24件	0.24件	8,800人
いなべ市	27件	17件	10件	58.8%	0.22件	0.13件	7,792人
木曽岬町	42件	8件	7件	87.5%	0.82件	0.72件	975人
東員町	24件	10件	10件	100.0%	0.23件	0.23件	4,361人
菰野町	163件	21件	12件	57.1%	0.27件	0.15件	7,894人
朝日町	22件	5件	2件	40.0%	0.22件	0.09件	2,311人
川越町	88件	18件	15件	83.3%	0.74件	0.62件	2,420人
津市	528件	133件	93件	69.9%	0.29件	0.20件	45,940人
松阪市	194件	142件	67件	47.2%	0.48件	0.23件	29,412人
多気町	10件	5件	3件	60.0%	0.21件	0.12件	2,417人
明和町	196件	49件	44件	89.8%	1.22件	1.10件	4,013人
大台町	21件	0件	0件	—	0.00件	0.00件	1,512人
伊勢市	66件	52件	35件	67.3%	0.25件	0.16件	21,214人
鳥羽市	30件	7件	6件	85.7%	0.22件	0.19件	3,133人
志摩市	348件	124件	84件	67.7%	1.56件	1.06件	7,962人
玉城町	70件	23件	23件	100.0%	0.78件	0.78件	2,956人
度会町	8件	7件	3件	42.9%	0.49件	0.21件	1,431人
大紀町	11件	0件	0件	—	0.00件	0.00件	1,291人
南伊勢町	16件	13件	13件	100.0%	0.76件	0.76件	1,708人
伊賀市	603件	123件	75件	61.0%	0.76件	0.46件	16,251人
名張市	257件	72件	72件	100.0%	0.57件	0.57件	12,649人
尾鷲市	40件	25件	24件	96.0%	0.92件	0.88件	2,719人
熊野市	40件	4件	3件	75.0%	0.16件	0.12件	2,574人
紀北町	3件	3件	3件	100.0%	0.12件	0.12件	2,480人
御浜町	30件	0件	0件	—	0.00件	0.00件	1,551人
紀宝町	16件	16件	16件	100.0%	0.76件	0.76件	2,097人
合計	6,309件	2,414件	1,123件	46.5%	0.76件	0.35件	318,032人

### (3) 虐待種類別児童虐待対応件数

市町別児童虐待対応件数を虐待種類別に比較した（図表II-3-3）。

児童虐待対応件数が20件以上ある市町のなかで特徴を比較すると、津市や松阪市、伊勢市では「身体的虐待」が、また桑名市や亀山市、明和町、伊賀市、尾鷲市では「ネグレクト」が特に多い傾向がみられる。また、志摩市や玉城町では、「ネグレクト」と「心理的虐待」がそれぞれ4割強となっている。

図表II-3-3 平成22年度 市町における虐待種類別児童虐待対応件数

自治体名		児童虐待 対応件数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
四日市市	n %	96件 100.0%	38件 39.6%	31件 32.3%	3件 3.1%	24件 25.0%
桑名市	n %	93件 100.0%	24件 25.8%	51件 54.8%	2件 2.2%	16件 17.2%
鈴鹿市	n %	293件 100.0%	128件 43.7%	63件 21.5%	2件 0.7%	100件 34.1%
亀山市	n %	21件 100.0%	5件 23.8%	13件 61.9%	0件 0.0%	3件 14.3%
いなべ市	n %	10件 100.0%	7件 70.0%	1件 10.0%	0件 0.0%	2件 20.0%
木曽岬町	n %	7件 100.0%	2件 28.6%	3件 42.9%	0件 0.0%	2件 28.6%
東員町	n %	10件 100.0%	2件 20.0%	4件 40.0%	0件 0.0%	4件 40.0%
菰野町	n %	12件 100.0%	11件 91.7%	1件 8.3%	0件 0.0%	0件 0.0%
朝日町	n %	2件 100.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
川越町	n %	15件 100.0%	5件 33.3%	9件 60.0%	0件 0.0%	1件 6.7%
津市	n %	93件 100.0%	63件 67.7%	19件 20.4%	2件 2.2%	9件 9.7%
松阪市	n %	67件 100.0%	35件 52.2%	20件 29.9%	2件 3.0%	10件 14.9%
多気町	n %	3件 100.0%	3件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
明和町	n %	44件 100.0%	10件 22.7%	19件 43.2%	3件 6.8%	12件 27.3%
大台町	n %	0件 -	0件 -	0件 -	0件 -	0件 -
伊勢市	n %	35件 100.0%	17件 48.6%	6件 17.1%	2件 5.7%	10件 28.6%
鳥羽市	n %	6件 100.0%	1件 16.7%	5件 83.3%	0件 0.0%	0件 0.0%

（次頁に続く）

自治体名	児童虐待 対応件数				
		身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
志摩市	n %	85 件 100.0%	7 件 8.2%	39 件 45.9%	2 件 2.4%
玉城町	n %	23 件 100.0%	2 件 8.7%	11 件 47.8%	0 件 0.0%
度会町	n %	3 件 100.0%	0 件 0.0%	3 件 100.0%	0 件 0.0%
大紀町	n %	0 件 -	0 件 -	0 件 -	0 件 -
南伊勢町	n %	13 件 100.0%	5 件 38.5%	2 件 15.4%	0 件 0.0%
伊賀市	n %	75 件 100.0%	11 件 14.7%	44 件 58.7%	1 件 1.3%
名張市	n %	72 件 100.0%	27 件 37.5%	17 件 23.6%	1 件 1.4%
尾鷲市	n %	24 件 100.0%	7 件 29.2%	12 件 50.0%	2 件 8.3%
熊野市	n %	3 件 100.0%	1 件 33.3%	2 件 66.7%	0 件 0.0%
紀北町	n %	3 件 100.0%	0 件 0.0%	3 件 100.0%	0 件 0.0%
御浜町	n %	0 件 -	0 件 -	0 件 -	0 件 -
紀宝町	n %	16 件 100.0%	13 件 81.3%	0 件 0.0%	0 件 0.0%
合 計	n %	1,124 件 100.0%	426 件 37.9%	378 件 33.6%	22 件 2.0%
					298 件 26.5%

## 2 テーマ別にみた市町児童相談の現状と課題

### (1) 児童相談の状況と対応体制について

#### ア 児童相談をめぐる特徴や最近の状況変化

- (ア) 多くの市町でも児童相談及び児童虐待等に係る相談の増加がみられ、特に次のような傾向が指摘された。
  - a. 保護者が精神的あるいは心理的な不安定さを抱えるケースが増加。
  - b. 児童虐待には、子どもの発達障がいが背景にあるケースもみられる。
  - c. 母子家庭や若年母子のケースが増加。
  - d. 養育能力の不足や経済的不安定によるケースもある。
- (イ) 児童相談を専門的に担うセンターや室を設置したことによって相談件数が増えた市町がある。
- (ウ) 児童虐待に係る事件の報道の影響や、県及び市町からの関係機関や地域住民への啓発活動の効果等により、児童虐待の通告が増えってきたという印象を持つ市町も多い。

#### イ 児童相談体制の現状と課題

- (ア) 市部を中心に児童相談に係る職員体制の強化が図られつつあるものの、多くの市町では専任の職員を配置することが難しく、家庭相談員などの非正規職員が多く役割を担っている市町が少なくない。
- (イ) 児童相談に直接対応する正規の専任職員（事務管理を中心とする場合は除く）を配置しているのは 29 市町のうち 10 市であり、市部に限定される。これら市においても、児童相談の個別ケースへの対応は、家庭相談員等の非正規職員が中心的役割を担っていることがある。
- (ウ) 専門職については、児童福祉司任用資格保有者のほか、保健師、保育士、教員、心理職等の配置がみられる。それぞれの市町の状況によって体制は異なるが、次の状況や傾向がみられる。
  - a. 有資格者を配置していないのは 6 市町（紀州地区が多い）
  - b. 児童福祉司任用資格保有者を配置していないのは 11 市町である。
  - c. 心理職の資格保有者の配置があるのは 7 市町。
  - d. 町部を中心に、人口規模の小さい市町では保健師が母子保健業務と兼任で児童相談を担っていることが多い。
  - e. 児童相談件数が多い都市部の市では、保健師、保育士、教員等の多職種の配置がみられる。
  - f. 教員が教育委員会との人事交流や兼任の形で配置され、学校・教育分野との連携の円滑化に寄与している市町がある。

- g.家庭相談員として教員OBや保育士OBが配置されることが多い。
- h.児童相談所OBがスーパーバイザーの位置づけで配置されている市町もある。

## (2) 児童相談への対応の強化に係る取組状況について

### ア 職員のマネジメント

児童相談担当の職員が1~2人の町の場合には、管理責任者による管理という要素以外には、職員のマネジメント自体の必要性が低い状況もみられた。職員のマネジメントに係る市町の取組状況は次のとおり。

#### (7) ケース担当の設定

- a.ケース担当の決め方は市町でさまざまであり、次のような状況がみられた。
  - (a) 担当者の経験・能力や適性を考慮してケース担当を決定
  - (b) ケースの主担当のほかに副担当を設定
  - (c) 地区担当制でケースを担当（保健師が主体となっている市町が多い）
  - (d) ケースの担当は決めずに全員でケース情報を共有している。
- b.ケース数が多く職員数も多い場合は、責任の所在を明確にする意味においても主担当を設定することが望ましい。できれば、組織的対応を図り、担当者不在時の対応やノウハウの共有のためにも、副担当を置くことが望ましいと考えられるが、職員体制が厳しい中、そのような対応ができている市町は少ない。

#### (8) 職員間の情報共有・協議

- a.日常的な情報共有のほかに、週1回開催等情報共有のための定期的な会合の設定、朝礼による情報共有等の取組が市部を中心みられた。
- b.職員が少人数で、かつ異動があった場合には、ケース情報や専門性の引継ぎが困難との意見もあり、前任者からの引継ぎが十分になされていない町もみられた。

#### (9) 管理責任者の関わり・マネジメント

- a.市部を中心に、児童相談の専門窓口であるセンターや室を設置している場合、それぞれのセンター長や室長などは管理責任者として、ケース担当の割り振り、ケースの進行管理、ケースの援助方針の決定、児

童相談所への要請事項の判断等において、調整・統括の役割を果たしている。

b.職員が少人数の町で保健師が中心で対応している場合や、非正規職員の相談員を中心にして対応している場合、ケースの受理や援助方針の決定はそれら職員に任せられ、管理責任を負う課長や課長補佐等へはケースの進行管理や報告程度に留まるところもみられた。

(I) その他

a.職員が少人数で他業務と兼任の場合、担当者不在時の対応が他の係の職員による臨時対応とならざるをえない。

## イ 研修・人材育成

(I) 研修

a.平成22年度1年間において、内部研修を実施したとする市町は11市町である。

b.内部研修を実施している場合も、要保護児童対策地域協議会の構成メンバー向けの研修や関係機関向けの研修を、内部職員向け研修として位置づけて実施していることが少なくない。

c.外部研修については、いずれの市町も参加意欲は高く、できる限り参加しようとしている状況が窺える。児童相談センター主催の研修に多く参加しているほか、それ以外の外部研修への参加も13市町でみられた。

d.研修に関して多く聞かれた意見は次のとおり。

(a) 業務が多忙で研修時間の確保が難しい。

(b) 初任者向けの研修を継続して実施してほしい。

(c) 事例を取り上げたロールプレイングなど、実践的な研修が効果的。

(d) 人事異動が短期の場合があるので、専門性の蓄積が難しく、経験者向けの研修の設定が難しい。

(I) OJTやノウハウの共有

a.OJTやノウハウの共有を意識して、組織内部で指導の環境を整える取組を行っている市町はごくわずかである。その背景には、職員数の少なさや兼任であるなどの職員体制の厳しさもある。

b.市町の中には、チーム制をとってチーム内で指導助言ができる体制をとっているところもある。（鈴鹿市、津市）

(ウ) その他

- a.職員が兼任かつ少人数で、経験の浅い職員のみの体制の町では、内部でのノウハウの共有 자체が難しく、かつ外部研修への参加も難しいため、専門性の蓄積に困難を感じている。

ウ 相談対応の体制基盤の強化に係る取組（情報の共有・管理、スーパーバイザー等）

(ア) 情報の共有・管理

- a.児童相談情報の管理のための電子システムを導入しているのは 1 市（津市）である。
- b.他の市町では、Excel によるケース概要の進行管理、相談・通告受付票やケース記録の電子ファイルでの作成等の取組が比較的多くみられる。しかし、ケースの詳細記録は紙媒体での管理である場合も多く、情報の管理と検索に手間と時間がかかる状況になっている。
- c.相談件数が増加する傾向にある中、ケース数が多い市部を中心に、ケース情報を適切に管理・共有し、統計情報やケース情報の出力を効率化するために、児童相談システムの導入を希望するが、市町としての予算の確保が難しく、県の支援を求める声が多く聞かれた。なお、児童相談所との情報共有ができるシステムを希望する意見もあった。
- d.市町の中には、次のような問題を抱える市町もあった。
  - (a) ケースの記録が、様式を定めてきちんと文書化されていない。
  - (b) 相談担当者個々が保有するケース記録の共有管理が十分になされていない。

(イ) マニュアルなどの活用

- a.児童相談センターが作成したマニュアルは、活用の程度に差はあるものの多くの市町で参照されている。
- b.市として独自にマニュアルを作成して、ノウハウの標準化、共有化を図っている市がある。（伊賀市、名張市）

(ウ) スーパーバイザーの確保

- a.相談援助のあり方について、第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保していると回答したのは 10 市町である。
- b.内部に児童相談所 OB のスーパーバイザーを確保すると共に、医師に定期的に援助方針に関するコメントなどを依頼する取組もみられた。（亀山市）
- c.スーパーバイザーを確保していても、非常勤であったり他の部署に所

属しているために、指導を受けられる時間とタイミングが限られると  
いう状況もみられた。

- d.多くの市町では、ケースのアセスメントや援助方針の決定に不安を感じており、専門的に指導助言するスーパーバイザー的な役割を担う人材等の確保を希望する声が聞かれた。

## エ 予防・啓発への取組

### (ア) 児童相談窓口の明確化・周知

- a.児童相談窓口の明確化は、すべて市で実施されているが、町では明確化されていないところがある。
- b.パンフレットやポスター等によって地域住民に児童相談窓口を周知する活動も、約3割の市町が実施していない。

### (イ) 関係機関への啓発

- a.関係機関への啓発は、市では約7割が実施しているが、町では2割である。
- b.要保護児童対策地域協議会の構成メンバー向けの研修として行われることが多いほか、児童相談担当が学校や保育所、民生委員協議会等の現場に出向いて研修を行う市町もみられた。
- c.相談員が個別に学校や保育所等を訪問してパンフレット・ポスターを渡し、職員と顔が見える関係をつくりながら啓発を図る取組もみられた。(いなべ市)

### (ウ) 要保護児童対策に関する施策の実施状況

- a.各施策の実施市町数は次表のとおり。
- b.地域子育て支援センターはすべての市町で設置されている。
- c.ショートステイ事業は、町で実施率が低く、紀州地区では実施されていない。

図表Ⅱ－3－4 要保護児童対策に関する施策の実施状況(平成22年度)(再掲)

事業名	実施市町数		
	県全体(29)	市部(14)	町部(15)
乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)	28	13	15
養育支援訪問事業	20	11	10
地域子育て支援センター	29	14	15
ファミリー・サポート・センター事業	19	13	6
オレンジリボンキャンペーン	17	10	7
ショートステイ事業	12	10	2

### (3) ケースマネジメントの流れに沿った対応状況について

#### ア 相談・通告の受付

- (7) いずれの市町においても相談・通告の受付時には責任者にすぐに報告・協議するなどして、迅速な対応がとられている。
- (1) 相談・通告の受付時には、必要な情報を漏らさず聞き取り、記録することが必要になる。そのために様式やチェックシートなどの活用も考えられるが、相談・通告受付票の活用が「ほぼできている」割合は18市町(市部11/14、町部7/15)であった。リスクチェックシートの活用も非常に低調であった。
- (ウ) 夜間・休日の対応は、ほとんどの市町が役所代表の宿日直者経由で、担当者または担当課の管理者に連絡が入る仕組みである。
- (イ) 相談・通告の受付時において困難を感じる事柄の代表例は次のとおり。
  - a.保護者との関係が悪くなることを懸念して通告を渋ったり、連絡はしきても対応は望まない機関がある。
  - b.いわゆる「泣き声通告」などで通告情報があいまいな場合、ケースが特定しづらい。
  - c.夜間・休日は住民基本台帳の閲覧ができず、ケースの特定が遅れる。
  - d.夜間・休日に担当職員が遠方にいたり、1人だが重篤なケースであった場合への対応が困難。
  - e.担当者が初任者等で経験が浅い場合、どのように対応すべきか自信がない。

#### イ 相談・通告の受理後の対応

- (7) 相談・通告の受理後には、多くの市町で受理会議または職員間の簡単な

協議が行われ、迅速な対応が図られている。受理会議は、町では他機関の関係者も必要に応じて含めて開くことが多いが、市は内部職員のみでの開催が多い。

- (イ) 虐待ケースであることが疑われる場合、ほとんどの市町がまずは児童相談所に一報を入れている。
- (ウ) 市等児童相談の体制が比較的充実しているところでは、まずは市町として状況把握等一定の対応をしてから、必要性を判断して児童相談所に同行訪問等の介入を依頼する形がみられる。
- (エ) 一方、「児童相談所に依頼する基準がなく、何でも児童相談所に情報提供している」も「しばしばある」とする市町が10市町ある。実態としても、町や紀州地区を中心に、初期対応の段階から児童相談所に情報提供がなされ、早い段階からの支援を依頼する状況がみられる。
- (オ) 児童相談所への連絡にあたって、「情報提供」か「通告」かを明確にして主体をはっきりさせるように、市町も児童相談所も意識して取り組んでいる。しかし、市町としてケースの情報提供をした思っているのに児童相談所側で認識していないなど、認識の違いが問題になることが「しばしばある」とする市町が4市町あり、「たまにある」も合わせると半数を超える。
- (カ) 文書による「送致」及び「通知」の実施は、まだ実施していないとする市町が多い。実施していない理由として、「送致してしまうと市町に情報が入ってこなくなる」などの意見もあり、「送致」「通知」の手続きの意味合いとその後の対応について市町の正しい理解が得られるよう県として努めると共に、具体的な運用について各児童相談所と市町とが協議して詰めていく必要がある。

#### ウ 調査・子どもの安全確認

- (ア) 子どもの状況把握や安全確認の取組は、すべての市町で関係機関との連携のもとに行われている。
- (イ) 状況把握等を行う際、市町としては、児童相談所やその他関係機関と同行するなどして、必ず複数体制で取り組むことがほぼできている。担当職員の人数が少なく経験も浅い町では、ほとんどのケースの安全確認を児童相談所に依頼するところもある。
- (ウ) 児童相談所とも、初期対応の段階から情報共有を図りつつ、必要に応じて互いに同行を求めるなどの連携が図られている。しかし、一部の市町においては、児童相談所との関係において次のような問題点が出された。
  - a.市町と児童相談所との役割分担が不明瞭で、どのような場合に児童相談所の同行を求めるべきかが明確でない。

- b.児童相談所に同行を依頼しても、リスクや安全確認の必要性等に関する認識の違いなどから同行してもらえないときがある。
- (イ) 調査・子どもの安全確認において困難を感じる事柄の代表例は次のとおり。
- a.転入者や関係機関のケースへの関わりがない場合、住民票が市町外である場合等において調査のとりかかりが掴みにくい。
  - b.DV ケースなどで保護者等からの危害が懸念される場合。
  - c.通告の時期が遅い場合。（症が薄くなってから連絡を受けても介入しにくい。）
  - d.外国籍の児童・保護者への対応（言語面の問題）。
  - e.小さな町におけるプライバシーへの配慮。
  - f.担当職員が女性ばかりである場合の対応。
  - g.学校及び幼稚園、保育所等の長期休業期間中の安全確認

## エ アセスメント・援助方針の決定

- (ア) アセスメント・援助方針の決定は、ケースに関係する多様な関係者・関係機関の参画を得て、また、困難ケースについては、ケース検討会議を開くなどして行われている。
- (イ) アセスメント・援助方針の決定に関する状況は次のとおり。
- a.必要に応じて心理職の参画を得ることが「ほぼできている」は 8 市町と多くない。
  - b.きょうだいのアセスメントについて、「ほぼできている」は 24 市町と 8 割を超える。
  - c.援助方針決定時における主担当機関とキーパーソンの決定について「ほぼできている」は 13 市町と 4 割強である。
  - d.アセズメントシートは、ほとんど活用されていない。
- (ウ) アセスメントシートの活用については、アセスメントの観点を確認するためのツールとしての必要性は認識されているものの、シートが煩雑で使いにくい、シートを使用している時間がないなどの理由で、活用が進んでない。
- (エ) ケース検討会議は、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の位置づけで実施されている場合も多い。

## オ 一時保護（虐待相談を含む）

- (ア) 一時保護の要請の判断について、「迷うケースが多い」は「しばしばある」が 6 市町、「たまにある」が 12 市町である。
- (イ) 市町として、対応の上で必要性を感じて児童相談所に要請したものの、

ケースの状況やリスクに関する認識の違いなどから児童相談所がその要請に応じないことについて不満をみせる意見もいくつかみられた。

- (ウ) 紀州地区など、一時保護所が近くにない市町の場合、近距離でいける場所に一時保護所を確保することを要望する意見もみられた。

## 力 援助の実施

- (ア) 援助の実施にあたってのケースの進行管理台帳の活用は「ほぼできている」が 15 市町であるが、市が 14 市中 11 市、町が 15 町中 4 町と差が大きい。町はケース数が少ないととも影響しているが、ケース記録や進行管理台帳の整備がきちんとなされていないところもある。
- (イ) ケースの進行管理においては、児童相談所で管理するランクを市町としても活用する場合が多いほか、市町独自にランク付けをして対応の頻度等を確認している市町もある（四日市市、亀山市等）。
- (ウ) 責任者や経験者によるケースの記録の書き方の指導や不備の修正については、「あまりできていない」が 11 市町と比較的多い。ケースの記録の書き方の統一を課題に挙げる市町もある。
- (エ) 援助の実施において困難を感じる事柄の代表例は次のとおり。
- a. アセスメントや援助方針の決定に関する職員の力量不足。
  - b. 保護者が援助を拒否するケースへの対応。
  - c. 精神疾患が疑われる保護者への対応。医学的な知識の不足やアドバイザーの不在。
  - d. 関係機関の担当者が異動等で交代した場合に対応に差がある場合。
  - e. 緊急時の一時保護所や委託一時保護所（特に乳児院）の空きがない
  - f. 金銭的な援助が必要な家庭への対応。
  - g. ケース検討会議等での資料としてケース記録を整備することに労力がかかる。

## キ モニタリング・アフターフォロー

- (ア) 担当機関を決めて定期的にモニタリングが「ほぼできている」とする市町は 10 市町である。市では 14 市中 4 市、町では 15 町中 6 町と、ケース数の多寡にもよると考えられるが町の方ができているとする割合が高い。
- (イ) 要保護対策地域協議会の実務者会議をケースの進行管理の場として活用している場合が多くみられる。
- (ウ) 市町と児童相談所の間において、互いのケースの認識を共通化し、今後の対応方針を協議する場として「ケース進行管理会議」を定期的に開催している市町がある。
- (エ) 定期的かつ効率的にモニタリングをするために、文部科学省からの通知

(※)に基づいて、小中学校や保育所・幼稚園から定期的に要保護児童に関する報告をもらっている市町もみられる。

※「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(21文科初第 775 号平成 22 年 3 月 24 日)

#### ク 終結の判断

- (ア) 終結の判断について、「ほぼできている」とするのは、「判断の基準と手続きを定めている」が 4 市町、「要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで終結している」が 7 市町である。
- (イ) 終結の判断を全く実施していない市町もある。

### (4) 児童相談所、県・児童相談センターとの連携について

#### ア 児童相談所との連携について

- (ア) 連携の状況
  - a.ほとんどの市町が、虐待が疑われる相談ケースについては、その相談があった段階で児童相談所に一報を入れ、初期からの情報共有を図っている。
  - b.児童相談所への連絡にあたって、「情報提供」か「通告」かを明確にして主体をはっきりさせるように、市町も児童相談所も意識して取り組んでいる。しかし、市町として情報提供したと思っているのに児童相談所側で認識されていないなど、認識の違いが問題になることが「しばしばある」とする市町が 4 市町あり、「たまにある」も合わせると半数を超える。(再掲)
  - c.市町での状況把握の後に、重篤なケースについては児童相談所に同行訪問を依頼するなど、必要に応じた連携が図られている。職員体制が弱い町などでは、初期対応としての状況把握の段階から児童相談所に同行を求め、常に一緒に対応する状況もみられる。
  - d.児童相談所はすべての市町で要保護児童対策地域協議会に出席しており、そこで市町及び関係機関との情報共有が図られている。
  - e.市町と児童相談所との間において、互いのケースの認識を共有化し、今後の対応方針を協議する場として「ケース進行管理会議」を定期的に開催している市町がある。(再掲)
  - f.書面での「送致」及び「通知」については、既に行っているとする市町は少ない(既に実施している市町は、伊賀市、名張市、四日市市等)。

今後、市町と児童相談所との間で協議して、実際の運用の仕方を詰めていく予定とするところが多い。

g.多くの市町において、住民向けの啓発活動の実施、要保護児童対策地域協議会等での関係機関向け研修の実施等について、市町と児童相談所が協力して実施している。

#### (1) 連携における困難・課題

a.児童相談所との連携に関して、市町が感じている困難や課題の代表例は次のとおり。

- (a) 児童相談所に情報提供したはずのケースが認識されていないことがある。
  - (b) 市町と児童相談所との役割分担が不明瞭で、どのような場合に児童相談所の同行を求めるべきかが明確でない。(再掲)
  - (c) 児童相談所に同行を依頼しても、リスクや安全確認の必要性等に関する認識の違いなどから同行してもらえない時がある。(再掲)
  - (d) 担当者が出張等のために不在で、急な同行依頼に応じてもらえなかったり、連絡がとれないことがある。
  - (e) 児童相談所に一時保護を要請したものの、ケースの状況やリスクに関する認識の違いなどから児童相談所がその要請に応じてくれない。担当者で認識のばらつきがある。
  - (f) お互いに多忙なために十分な話し合いがないままにケースに対応しなければならない場合がある。
  - (g) ケース毎に担当が異なり相談しにくい。
  - (h) 児童相談所からの情報があいまいである場合がある。
  - (i) 市側から児童相談所へ、児童相談所から市側への連絡等を記録する事務に手間がかかる。
  - (j) 担当者によっては、ケース対応にあたっての助言が得られない。
  - (k) 家族機能の評価やケースアセスメントなどの専門性が不十分。
  - (l) 担当者の異動やケースの転居で担当する児童相談所が変わった場合等で引継ぎが徹底されていない。
  - (m) 児童相談所からの距離が遠く、緊急の際に対応してもらいにくい。
- b.一方、児童相談所による市町への指導・支援への要望も高く、具体的には次のような意見があった。
- (a) 児童相談所としての介入型の支援での役割を期待。
  - (b) 初期対応やケースのアセスメント及び援助方針の決定にあたって専門的な助言指導がほしい。
  - (c) 緊急対応だけでなく、定期的に協議・相談できる機会があるとよい。

(d) 熊野地区に1名職員を常駐させてほしい。(特に心理担当を希望)

## イ 県・児童相談センターへの意見・要望

### (7) 研修・人材育成

a. 児童相談センターには、研修・人材育成に関する役割を期待する意見が多かった。具体的には、次のような研修の企画・実施を要望する意見があった。

#### (a) テーマ・内容

- i. 初期対応の場面に関する研修。
- ii. ケース対応の判断基準、家庭訪問の仕方、保護者との面接方法等に関する研修。
- iii. 一時保護、措置、親権停止等の法的対応に関する理解が得られる研修。
- iv. 精神疾患や養育機能が不全な家庭に対する支援の仕方に関する研修。
- v. 児童相談所や警察等が援助可能な事柄や範囲の説明。
- vi. 社会資源、社会保障制度の情報やその具体的活用事例の提供。
- vii. 失敗事例についての研修。
- viii. ケースの対応方法について検証できる研修。
- ix. 他市町や他県の考え方を学ぶ機会。他市町と情報交換できる機会。
- x. 各種制度について理解できる研修。

#### (b) 研修形態等

- i. 具体的事例を扱った、ロールプレイングなどの実践的な研修。  
(48時間以内の児童安全確認のロールプレイングなど)
- ii. 困難事例を出し合って話し合える研修。
- iii. 児童相談所内の処遇検討会への同席体験。
- iv. 学校教員を対象とした研修。

#### (c) その他、研修の実施方法等に関しても、次の意見があった。

- i. 初任者研修を引き続き実施してもらいたい。
- ii. 初任者は、まずは知識を学びたい。事例を用いた研修は、ケース対応の経験がない者では理解しにくい。
- iii. 初任者研修は、開催時期は6~7月ぐらいの方が業務を経験してからでわかりやすい。
- iv. 初任者研修について、初任者以外も参加できるようにしてほしい。

- v. テーマ毎に児童相談業務をある程度経験した職員向けの研修があると参加しやすい。
- vi. 3年目、5年目以上などの区切りでの実務者研修。3年目は専門以外のスキルアップ、5年目以上はアドバイザーとしての養成を図る研修。
- vii. 経験者研修は、短期の異動があることもあるので、2~3年で職員が交代することを考えると実施は難しいのではないか。
- viii. 多忙でも参加できるよう、研修実施場所や時間を配慮してほしい。
- ix. 内部研修への無料での講師派遣。
- x. ケース事例が掲載された事例集を出してほしい。

(i) 相談対応の体制基盤強化に関して

- a.相談対応の体制基盤強化に関して、県や児童相談センターに対して次の意見・要望がみられた。
  - (a) 児童相談システムの導入への支援（予算的な補助）
  - (b) 児童相談所と市町の電子システム共有化
  - (c) 児童相談センターには、第三者的な立場で過去の事例の紹介やケース対応に関する指導助言をしてほしい。
  - (d) 市町への専門家（スーパーバイザー）の派遣、スーパーバイザー確保への支援。
  - (e) 専門チーム（弁護士、学識経験者）の巡回訪問指導。
  - (f) 精神医学や臨床心理の領域について市町を支援する人材確保への支援、人材派遣等。
  - (g) 市町の意見を積極的に吸い上げてほしい。
  - (h) 市町の体制を強化するための裏づけとなる基準、規定、体制整備に係る費用補助等の支援。
  - (i) 近隣での一時保護所の確保。
  - (j) 相談・通告に迅速に対応するための熊野地区への職員の常駐（できれば心理担当）。
  - (k) 児童相談所が余裕を持って市町支援に関わることができる体制づくり。（相談担当者、児童心理司の増員）
  - (l) 緊急時における連絡・連携体制の構築支援
  - (m) 同じような活動は一本化して行ってほしい。

(イ) ケースマネジメント支援

- a.市町におけるケースマネジメントへの支援として、県や児童相談センターに対して次の意見・要望がみられた。
  - (a) 三重県版虐待チェックシートがあると、実務での判断に役立つ。
  - (b) 各種の手順や判断基準の標準化
  - (c) どのような時に児童相談所に相談すればよいのか判断できる基準の提示
  - (d) 同行支援やケース会議の参加等、今後も市町と一緒に支援していくという姿勢をお願いしたい。
  - (e) 児童相談所の職員巡回による市町へのスーパーバイズ
  - (f) 児童相談のノウハウを持つセンター職員等の派遣によるOJT指導（半年や1年）
  - (g) 児童相談所の中で、指導的役割を期待する。
  - (h) 適切に対応のできるケースワーカーの配置
  - (i) 児童相談所間のケース移管の徹底。
  - (j) 市の職員にも法的権限を証明できるような身分証明書の発行。
  - (k) 養育できない親を支援、指導する機関（仕組み）
  - (l) 里親制度の推進
  - (m) 金銭的援助等、より専門的な援助が必要な家庭への支援

(エ) その他

- a.児童相談所と児童相談センターの役割の違いがわからないといった意見もあった。

(5) 関係機関との連携について

ア 要保護児童対策地域協議会について

(ア) 協議会の運営状況

- a.要保護児童対策地域協議会はすべての市町で設置されている。熊野市、御浜町、紀宝町は3市町合同で設置している。DVの協議会と合同で設置している市町もみられる。
- b.代表者会議は年に1~3回、個別ケース検討会議は困難ケースへの対応のために隨時開催されている。
- c.実務者会議の持ち方や開催頻度は市町によって異なる。最大では年間12回開催されており（伊勢市）、ケースの進行管理を毎月そこで行っている。実務者会議は、ケースの進行管理の場として活用されること

が多い。実務者会議をまったく開催していない、もしくは設定していない市町も中にはみられる。

- d. 実務者会議の構成メンバーによっては、守秘義務の遵守への不安から十分にケース情報を提供して協議することができない市町もある。情報をどの範囲まで共有するかを考慮して、実務者会議を A 部会、B 部会と複層制で設けて対応している市もある（四日市市）。
- e. 救急搬送時のケースの発見を意図して「消防署」を要保護児童対策協議会のメンバーに入れている市町もある。

#### (イ) 協議会の運営に係る課題

- a. 要保護児童対策地域協議会の運営に関して、市町が感じている課題の代表例は次のとおり。
  - (a) 守秘義務の遵守の徹底
  - (b) ケース数が多く、ケース検討に時間が十分に割けない。
  - (c) 構成メンバーが各機関の人事異動のため短期で交代してしまい、経験や知識、理解等が蓄積されにくい。
  - (d) 構成メンバーが多忙で会議の時間を持ちにくい。
  - (e) 関係機関の各現場まで浸透させることが困難。
  - (f) 弁護士や医師等の専門家の関与が必要と感じる場合がある。
  - (g) 第三者の立場から専門的に助言指導ができるスーパーバイザーの確保。
  - (h) ケース会議等で各機関の意見が提示されるものの、それらを踏まえた最終的な方針決定まで至ることが難しい。
  - (i) 代表者会議の役割が不明確であったり、形骸化している。
  - (j) ケース検討会議の目的が明確でない場合、出席者の選択に苦慮することがある。
  - (k) 会議開催のための調整の事務負担。事務局担当部署への人的配置。
  - (l) 会議開催のための進行管理シート等の作成に時間がかかる。

#### イ 関係機関との連携について

##### (ア) 関係機関との連携状況

- a. 関係機関との連携は、要保護児童対策地域協議会を通して、またはケース対応における日々の連携を通じて行われている。
- b. 「連携することが多い」との回答率が高いのは、「保育所・保育関係団体」、「市町の保健部局・保健センター」、「小学校」、「中学校」であり、次いで「自治体の他部局（障がい部局）」、「自治体の他部

局（生活保護部局）・福祉事務所」である。他は、「機会があれば連携している」が多い。

(1) 関係機関との連携に係る課題

- a. 関係機関との連携に関して、市町が感じている課題の代表例は次のとおり。
  - (a) 教育委員会や学校との連携がうまくいかない場合がある。
  - (b) 高等学校の管轄が県教育委員会であり、市町との連携がとりにくい。
  - (c) 中学校からの報告において、特に非行関係は上がりにくい。
  - (d) 小学校、中学校、保育所に認識の差がある。
  - (e) 医療機関における意識の浸透が不十分であり、通告数が少ない。
  - (f) 女性相談所のDV被害者への対応に不十分さを感じる。
  - (g) 医療機関の中には、守秘義務の関係で情報共有ができないところがある。
  - (h) 児童相談と障がい児支援の役割分担が明確になっていない。
  - (i) 市町の外の機関や民間機関との連携をどのようにすればよいかわからない。
  - (j) 乳児院の受け入れ定員に限りがある。
- b. 要保護ケースについて定期的かつ効率的にモニタリングをするために、文部科学省等からの通知（※）に基づいて、小中学校や保育所・幼稚園から定期的に要保護ケースに関する報告をもらっている市町もみられる。（再掲）  
※「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」  
(21文科初第 775 号平成 22 年 3 月 24 日)

### 3 各市町の児童相談の特徴

各市町の児童相談の体制はさまざまであり、体制によって対応状況も異なる。次表はその特徴的な点を取り出してとりまとめたものである。

図表II-3-5 各市町の児童相談の特徴

市町名	特記事項	特徴的な取組
<b>北勢地区</b>		
四日市市	・進行管理中のケース数が約1600件ある。それに対して、対応職員数は8名である。	・週1回ケース情報の共有のための会議を開催。 ・要対協の実務者会議を複層制で構成。内容ごとに必要とされる機関・関係者の間で協議できる形。 ・未就学児童の子育て支援を目的として、各地区単位で「地域子育てネット〇～六会議」を実施。
桑名市	・家庭児童相談室から平成21年に子ども総合相談センターとなった。 ・ケース担当は決めず全員で情報共有。	・毎朝ケース情報を報告して全職員で情報共有。 ・内部研修を月1回実施。 ・嘱託ではあるが児童心理司が在籍。 ・ケースの情報管理が徹底されている（平成元年～）。
鈴鹿市	・教員も含む多職種の専任職員が8名配置されているが、相談件数が非常に多い。	・組織対応を心がけてチーム体制、複数担当制、チーム内OJTを実施。 ・要対協と合同で内部研修を実施。 ・関係機関や市民を対象に出前型の研修を積極的に実施している。 ・児童相談所に一報を入れつつ市としての安全確認に積極的に対応。
亀山市	・発達障がい等の療育相談が充実。 ・児相OBの臨床心理士が専門監として配置され、スーパーバイザー的機能を果たす。 ・教員も含む多職種の配置。	・専門監がスーパーバイザー的機能を果たす。 ・心理も含めた多職種連携のもとでケース対応。 ・市独自にケースのランク付けを実施。 ・保護者、学校や園、センターの三者面談で発達相談を行っており、発達支援の裏付けを持ちながら虐待ケースにも対応。 ・内部・外部ともに研修を積極的に実施。
いなべ市	・非正規職員4人の家庭相談員。 ・ケース数が少ない。 ・母子保健や療育相談は同じ部内の別の課で対応。	・子育て支援センターとも連携した関係機関へのアウトリーチの未然防止活動を実施。 ・教育委員会との連携が良好。 ・相談員が関係機関に出向いてパンフレット、ポスターを配布。

市町名	特記事項	特徴的な取組
木曽岬町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的に保健師 1 名が兼務で全ケースに対応。</li> <li>・非常勤の臨床心理士 1 名が月 3 回来ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤ではあるが心理職を確保している。</li> <li>・要対協の実務者会議の開催曜日を定例化し、参加率を向上させている。</li> </ul>
東員町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職 3 名が兼務で対応。初任者多く経験が浅い。</li> <li>・要対協の実務者会議をケースの進行管理の場として活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や園からの定期報告を実施（教育委員会、要対協を経由）。</li> </ul>
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職 1 人、保健師 5 人（地区担当）と家庭相談員 1 人で対応。</li> <li>・要対協とは別に「定例会」で要保護ケースを進行管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健事業と連動した児童相談対応。</li> <li>・ケースの進行管理やマネジメントに行政職が積極的に関わっている。</li> <li>・学校や園からの定期報告を実施。</li> </ul>
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職 1 名、保健師 1 名が兼務で対応。保健師中心で相談対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保一体施設等と定期的に会合を開き情報入手を努力。</li> </ul>
川越町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職 1 名、保健師 1 名が兼務で対応。保健師中心で相談対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職の経験年数が長くケースの状況把握ができている。</li> <li>・健康管理センターや学校教育課との連携が良好。</li> </ul>
<b>中勢地区</b>		
津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規 12 名が兼務で対応。行政職、保健師、教員、保育士が配置。</li> <li>・児童相談所と緊密に連携し、常に一緒に動く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種構成でケースに多面的な対応ができる。</li> <li>・チーム制や複数担当制によりノウハウの共有を図っている。</li> <li>・児童相談所との連携が密である。</li> <li>・要対協の「地域会議」の立ち上げ促進</li> <li>・児童相談システムの導入。</li> </ul>
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規 2 名（1 名は教員）、非正規 3 名。正規 2 名は異動で今年 4 月から。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝のミーティングで情報共有が図られている。</li> <li>・学校、保育園、幼稚園から年 3 回の定期報告を実施している。</li> <li>・市と児童相談所との役割の違いを意識した連携を図っている。</li> </ul>
多気町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼任の行政職 1 名が対応。子育て支援センターの保育士も相談受付は行う。</li> <li>・ケース数が少ない。</li> <li>・県内の町で唯一福祉事務所を持つ。</li> <li>・平成 24 年度から開館する児童館内に子育て総合支援機能を置く予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所があることにより他分野との連携がとりやすい。</li> <li>・要対協の実務者会議を児童相談所も入ってケース進行管理会議として位置づけ。</li> <li>・保育所、小学校、中学校から実務者会議で定期報告。</li> </ul>

市町名	特記事項	特徴的な取組
明和町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師 3 名を中心に対応。母子保健業務と兼任。</li> <li>・進行管理中のケースが 161 件と多いが、児童相談所が関わっているケースは 6 件と少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースの早期対応が積極的になされている。</li> <li>・ケース対応において、町としてできることまでは積極的に対応している。</li> </ul>
大台町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職 1 名、保健師 1 名が兼務。地域子育て支援センターの保健師や保育士の協力を得て対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センターとの連携がよくできている。</li> <li>・住民票のない子どもにも熱心に対応。</li> </ul>
<b>南勢・志摩地区</b>		
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年からセンターを設置し、児童相談と DV、女性相談に対応。</li> <li>・専任の正規職員 3 名（うち 1 名が保健師）、非正規職員が 4 名。</li> <li>・児童相談への直接対応は家庭相談員 2 名が実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝のミーティングによる情報共有。</li> <li>・幼稚園、保育所、小中学校に相談員が出向いて気になる児童の様子を把握。</li> <li>・要対協の実務者会議を月 1 回開催してケースの進行管理を行う。</li> </ul>
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター内で相談対応。</li> <li>・児相 OB（心理）を非正規採用。正規職員と 2 名で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格で児童相談経験が豊富な専門職（心理職）が対応。</li> <li>・記録の様式を整備。</li> </ul>
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼任の正規職員が 2 名（社会福祉士、社会福祉主事）と非正規職員 1 名。初任者が多い。</li> <li>・身体的虐待が著しく少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協にスーパーバイザーが関わり専門的助言指導が受けられる。</li> </ul>
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼任であるが保健師、保育士、児童福祉司を配置。</li> <li>・相談窓口が 2 か所（役場と保健福祉社会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職や経験年数の長いスタッフを擁している。</li> </ul>
度会町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼任の正規 2 名（一般事務職、保健師）で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健と福祉担当が密接に連携して対応。</li> <li>・関係機関に通告経路の表を配布。</li> <li>・保育所、小学校を保健師が月 1 回訪問して発達支援や状況把握。</li> </ul>
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼任の行政職と保健師 4 名で対応。保健師が中心。</li> <li>・ケース数が少ない。</li> <li>・母子保健と連動して対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的経験の長いスタッフを擁している。</li> <li>・要対協の実務者会議を少人数で開催するなど柔軟に運用。</li> </ul>
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼任の正規職員 2 名で対応。同じ課内の保健師 4 名がバックアップ。</li> <li>・記録様式や情報管理や報告の仕組みが発展途上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の心理職もアセスメント等に参画。</li> <li>・地域の医療機関から情報・アドバイスが得られている。</li> </ul>

市町名	特記事項	特徴的な取組
伊賀地区		
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員 6 名（うち専任 3 名）、非正規 6 名（全員専任）。</li> <li>・児童相談を主に担当するのは非正規の「家庭児童相談員」。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝受理会議を開き、情報共有し、支援の方向性等を互いにチェック。</li> <li>・新任者のためのマニュアルを用意</li> <li>・文書による送致・通知を実施。</li> <li>・週 1 回児童相談所主催のカンファレンスに出席。</li> <li>・文部科学省通知に基づく定期報告について、幼稚園、小・中学校は教育委員会を通じ、保育所・園は直接子ども家庭課で受けている。</li> <li>・通訳については、N P O を活用することもある。</li> </ul>
名張市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員 4 名（うち専任 2 名）、非正規 2 名（専任）。</li> <li>・今年 4 月に家庭児童相談担当室長を配置し、その後に相談員を 1 名増員。</li> <li>・来年度より要対協を発展的解消し、要保護児童対策及び DV 対策地域協議会設置予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任の相談員をベテランが OJT 指導</li> <li>・マニュアルを作成、改訂。</li> <li>・週 1 回児童相談所主催のカンファレンスに出席。</li> <li>・文書による送致・通知を実施。</li> </ul>
紀州地区		
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託職員 1 名（家庭相談員・母子相談員兼務）で対応。課長・係長はケースの情報は確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の様式に基づいてケース記録を整備</li> <li>・保育所の要保護園児童担当が、問題があれば市に報告。</li> <li>・月 1 回教育委員会と情報共有の場を設けている。</li> </ul>
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員 1 名（兼任）、非正規の家庭相談員 2 名（月 9 日勤務）。</li> <li>・児童相談所が遠方。</li> <li>・御浜町、紀宝町と合同で要対協を設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要時に児童相談所心理職や保健所の精神保健担当者にケース検討会議への出席を要請。</li> </ul>
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の 2 町で別々に児童相談体制が動いている（海山区、旧紀伊長島町）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所や警察、保育所、保健師等関係機関との連携が円滑。</li> </ul>
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員 2 名（行政職、保健師）がそれぞれ兼任で担当。</li> <li>・担当者は全員今年度から着任</li> <li>・熊野市、紀宝町と合同で要対協を設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前任者による引継ぎや同行訪問の実施。</li> <li>・児童相談所や保育所、学校等関係機関との連携が円滑。</li> </ul>

市町名	特記事項	特徴的な取組
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員 1 名が兼任で対応(今年から着任)。</li> <li>・課長が指導管理に関わる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長がケース記録を見て対応の不備、記録の書き方を指導している。</li> <li>・要対協を活用して 3 ヶ月に 1 回のモニタリングを実施。</li> <li>・保育所を対象とした「児童アドバイザーレンジ」を実施。</li> </ul>

## 4 市町の実態チェック一覧

### (1) 市町における児童相談対応の状況

【取組状況チェック】 ○：ほぼできている、△：課題はあるが取り組んでいる、×：あまりできていない、-：無回答、該当なし、不明等  
 【実態チェック】 ○：しばしばある、△：たまにある、×：ほとんどない、-：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	全県の市分布				市部	町部
	○	△	×	-	○	○
<b>児童相談への対応の強化に係る取組状況について</b>						
①組織の強化						
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
児童家庭相談を担当する組織として責任者を明確にしている	24	4	1	0	14	10
相談の各ケースについて、責任を持って担当する職員を決めている	17	8	4	0	9	8
(相談担当が複数の場合)指導的役割あるいは全体調整管理を担う職員がいる	15	7	3	4	7	8
(相談担当が複数の場合)各職員の経験や適性とケースの事情を踏まえてケースの割り当てをしている	10	11	4	4	6	4
課長等の責任者は、担当に対する指示を具体的に出している	21	6	2	0	13	8
課長等の責任者は、指示した内容を担当と確認している	23	4	2	0	13	10
担当は相談の計画を組んで上司に相談している	22	5	2	0	11	11
虐待通告時などの緊急の対応手順や人員配置などを普段から考えて備えている	9	16	4	0	4	5
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
課長等からの指示が担当で実施されないことがある	0	2	27	0	0	0
相談が担当者に任せきりになってしまることがある	5	10	14	0	0	5
児童相談の担当者が、誰にも相談できずにいる状況がある	0	4	25	0	0	0
通常業務との関係で児童相談に対応できない時がある	1	14	14	0	1	0
ケースを主として担当していた職員での相談対応が困難となり、担当者の変更等の対応が必要になることがある	0	6	23	0	0	0
②専門的対応の強化						
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
内部(市町内部)の研修計画を策定して実行している	6	4	19	0	4	2
職員が外部の研修に定期的に参加している(職員1人が少なくとも年間に1回以上は参加している)	20	8	1	0	11	9
新人や新たに相談担当になった職員が手引きとできるような資料(基本的対応マニュアル等)を用意している	11	9	9	0	7	4
新人や新たに相談担当になった職員に対して相談対応の基本を教えている	9	11	8	1	7	2
研修参加や内部の学習会等により、基本的な法知識を職員が身に付けられるようにしている	10	12	6	1	6	4
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
日常業務に追われてなかなか研修に参加できない	8	19	2	0	4	4
③情報収集の体制整備の強化に係る取組(情報の共有・管理)						
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
市町として、児童相談の対応における基本的な指針や留意事項を定めている	5	2	22	0	3	2
児童虐待の種類別件数を統計資料として毎月把握している	15	5	9	0	10	5
相談の受付や対応に関する情報について職員が互いに閲覧できる形で情報管理している(台帳管理、索引簿の作成)	20	7	2	0	12	8
相談の受付や対応に関する情報を電子システム化している	5	8	16	0	3	2
ケース記録を一元的に管理している	22	4	3	0	14	8
規定等を整理して事務所内で閲覧しやすいようにしている	7	10	11	1	5	2
児童相談への対応にあたって援助の依頼が可能な機関や人材を把握し、リスト等を作成して職員間で共有している	5	12	12	0	3	2
虐待対応における警察など関係機関との連携にあたっての取り決めや注意点などについて職員が共通に認識できるように説明の機会を持っている	3	9	15	2	2	1
相談援助のあり方について第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	4	6	19	0	2	2
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
台帳への記載や電子システムへの入力が1ヶ月以上遅れることがある	4	7	18	0	2	2

市町の児童虐待の予防・早期発見への取組状況						
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
市町の児童相談窓口を明確化している	25	4	0	0	14	11
住民に対して児童相談窓口をわかりやすく知らせるパンフレット、ポスター等を作成・配布している	10	10	9	0	5	5
複数の相談窓口を設けている場合は、組織内で主たる責任機関を明確にしている	20	5	1	3	9	11
関係機関に児童相談窓口を周知している	25	3	1	0	13	12
関係機関に対する児童虐待の予防・早期発見に関する啓発研修を実施している	13	3	13	0	10	3

要保護児童発生予防に関する施策の実施状況 ○：実施している、×：実施していない、-：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	全県の市分布				市部	町部
	（～29）	（～19）	（～14）	（～5）	（～1）	（～1）
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)	28	0	1	0	13	15
養育支援訪問事業	20	0	9	0	11	10
地域子育て支援センター	29	0	0	0	14	15
ファミリー・サポート・センター事業	19	0	10	0	13	6
オレンジリボンキャンペーン	17	0	12	0	10	7
ショートステイ事業	12	0	17	0	10	2

ケースマネジメントの流れに沿った対応状況について						
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
プライバシーの保護できる相談場所(個室等)を確保している	23	6	0	0	12	11
相談者のプライバシー保護や守秘義務(情報源の秘匿)に関する注意事項について職員間で徹底している	26	3	0	0	11	15
児童虐待のハイリスク要因について職員が理解を共有している	18	8	3	0	8	10
相談・通告の聞き取り事項をすぐ記録している	25	2	2	0	12	13
虐待通告を受けた場合、通告受付表を必ず作成している	18	7	4	0	11	7
児童虐待等の通告を受けた職員は、迅速に責任者に報告し協議している。責任者が不在であっても電話等で連絡をとりあっている	27	1	1	0	14	13
夜間・休日の相談・通告にも迅速に対応できる体制をとっている	8	18	3	0	2	6
他機関へのあっせんが必要と認められる場合には、子どもや保護者等の意向を確認の上、電話であっせん先に連絡をとる等利用者の利便を十分図っている	23	5	1	0	12	11
すべての虐待に関する情報は虐待通告として受理し、記録して保管している	25	3	1	0	13	12
児童虐待リスクチェックシートを活用している	1	6	22	0	1	0
相談・通告受付票を活用している	16	4	9	0	10	6
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
関係機関からの虐待通告の情報が担当者で止まっていることがある	0	0	29	0	0	0
相談窓口以外の部局に相談・通告があった場合、相談担当まで情報が上がってこないことがある	1	4	24	0	0	1
児童虐待の通告を扱う機関がある	2	11	16	0	1	1
子どもがいるDV相談のケースが、児童虐待ケースとして扱われないことがある	0	7	22	0	0	0
保護者など相談者から担当者の変更を申し出られることがある	0	2	26	1	0	0

②自殺・自己の受理後の対応						
【取組状況チェック】						
相談情報の共有、助言内容・援助方針の検討を行うための受理会議を開催している	○	△	×	-	○	○
受理会議には、必要に応じて他機関の関係者も含めている	17	7	5	0	9	8
虐待通告があった場合、初期対応(内部検討、アセスメント、調査、受理会議等)の手順が明確にされ、職員間で共有されている	11	8	10	0	2	9
児童虐待相談等緊急対応が必要とされる通告の際には、緊急受理の手順をあらかじめ定め、子どもの安全を最優先に迅速に対応している	12	12	5	0	8	4
重症度、緊急性、虐待かどうか、一時保護が必要かどうか等について判断する基準を定めている	14	12	3	0	10	4
立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等が必要と考えられるケースについては、課長相当職等と協議し、児童相談所に直ちに連絡している	3	10	16	0	2	1
会議では「いつまでに、何をするのか」といった期限や目的が共有されている	28	2	0	1	14	12
会議の経過及び結果は受理会議録に記載し保存している	10	15	4	0	6	4
○	△	×	-	○	○	
【実態チェック】						
受理会議に必要な職員を集められないことがある	3	12	12	2	1	2
児童虐待への対応に際して児童相談所に依頼する基準がなく、何でも児童相談所に情報提供している	10	8	11	0	5	5
市町は児童相談所に情報提供してケースを上げたと思っているのに、児童相談所側の認識がなく、認識の違いが問題になることがある	4	12	13	0	3	1
③児童虐待の把握						
【取組状況チェック】						
面接、電話、照会等の方法で、児童を取り巻く情報の把握を行っている	○	△	×	-	○	○
児童虐待等の相談の際には、親権者や血縁・近隣関係の把握、日常的に接する職員等からの安全性に関する意見の聴取を行っている	23	5	0	1	12	11
調査にあたっては、必要に応じて要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークを活用して情報収集している	24	4	0	1	12	12
子どもの状況把握の調査には複数体制で取り組んでいる	18	10	0	1	11	7
児童虐待通告の際には、子どもの状態を担当者等が自視することにより安全確認を行っている	20	8	0	1	12	8
保護者の協力が得られないなどで安全確認や緊急性の判断ができない場合は、児童相談所による立入調査も含め、児童相談所と連携して調査を実施している	17	11	0	1	8	9
児童記録票(ケースの概要や相談援助過程を記録するもの)を活用し、調査内容を迅速に記録している	16	8	1	4	8	8
○	△	×	-	○	○	
【取組状況チェック】						
ケース検討会議の招集手順を定めている	10	10	9	0	6	4
アセスメント・援助方針の決定にあたっては、複数の職員や関係機関による多面的なチェック・検討を行っている	18	9	2	0	11	7
アセスメント・援助方針の決定にあたっては、必要に応じて心理職の参画も得ている	8	6	15	0	6	2
児童虐待等の通告に関しては、きょうだいのアセスメントも必ず併せて行っている	24	4	1	0	13	11
処遇困難事例については、児童相談所職員の出席を要請している	28	1	0	0	13	15
援助内容の決定に当たっては、子どもや保護者等に対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定している	10	14	4	1	5	5
児童相談に関する処遇等は役職者がいつも判断して対応している	15	12	2	0	9	6
援助方針の決定時に、ケースの援助と進行管理を主に担当する主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)を決定している	13	14	2	0	4	9
必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会実務者会議で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応している	24	5	0	0	11	13
アセスメントシートを活用して援助方針を決定している	0	4	24	1	0	0
【実態チェック】						
ケース検討会議招集の責任主体や手順があいまいで遅延や混乱することがある	○	△	×	-	○	○
ケース検討会議の開催にあたって、関係機関から書面の依頼状を求められることがある	1	4	24	0	0	1
主担当機関とキーパーソンがあいまいなまま援助の実施となるケースがある	6	12	11	0	2	4
処遇方針決定に際して児童相談所にケース検討会議等への出席を要請したのに、出席できないことがある	3	12	13	1	3	0
児童相談所に心理判定等の児童心理司の関わりを求めたのに、対応されないことがある	1	5	23	0	1	0
○	△	×	-	○	○	

	○	△	×	-	○	○
【取組状況チェック】 一時保護の機能、必要性の判断の仕方や児童相談所への要請方法について職員間で共通理解されるように教育している	9	11	8	1	5	4
【実態チェック】 一時保護を要請すべきかどうかの判断に迷うケースが多い	6	12	10	1	3	3
児童相談所に一時保護を要請しても受け入れられない場合がある	4	7	16	2	3	1
【取組状況の実態】 【取組状況チェック】 進行管理が必要なケースとそうでないケースに区分している	19	4	6	0	10	9
進行管理が必要なケースは、定期的にケース検討会議を開催して状況変化に対応した援助を行っている	17	8	4	0	8	9
課長等の責任者や経験者が、職員にケース記録の書き方を指導している	9	6	14	0	6	3
課長等の責任者や経験者が、ケース記録を見て職員の対応の不備を修正している	10	8	11	0	7	3
ケースの進行管理は、相談担当者ではなく、上司や相談員相互が行う形をとっている	15	5	9	0	9	6
ケース記録は、必ず担当課長等まで決裁を上げている	22	5	2	0	12	10
援助の進行状況について、定期的に要保護児童対策地域協議会実務者会議に報告している	21	7	1	0	8	13
ケースの進行管理台帳を活用している	15	8	6	0	11	4
【実態チェック】 ケース検討会議への職員の参加状況が悪いことがある	1	5	23	0	0	1
ケース検討会議に担当者の必要書類ができないことがある	1	2	26	0	1	0
ケース記録の決裁が担当課長等まで上がってくるのが1ヶ月以上遅れることがある	1	4	24	0	1	0
ケース記録の決裁が課内で上がってこないことがある	1	2	26	0	0	1
【取組状況の実態】 【取組状況チェック】 援助活動の進捗について、担当機関を決めて定期的にモニタリングしている	10	16	3	0	4	6
虐待ケースについて進行管理の基準や方法を定め、実施している	9	11	9	0	4	5
子どもが施設から退所したケースについて、児童相談所と連携を図りながら、退所後のアフターケアを相談や定期的な訪問により行っている	15	9	2	3	5	10
【実態チェック】 モニタリングが全く実施されていないケースがある	2	8	19	0	1	1
【取組状況の実態】 【取組状況チェック】 ケースの終結に関する判断の基準と手続きを定めている	○	△	×	-	○	○
ケースの終結にあたっては、要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで終結している	4	9	15	1	3	1
【実態チェック】 ケースの終結の判断について、市町と児童相談所で認識がずれることがある	13	6	9	1	7	6
児童相談所との連携をめぐる現状と課題について	○	△	×	-	○	○
【実態チェック】 虐待相談ケースの主担当機関が児童相談所か市町かわからぬことがある	1	12	15	1	0	1
児童相談所が定期的に市町を回り、指導してほしいと思うことがある	14	7	7	1	6	8

【連携状況】 ○：連携することが多い、△：機会があれば連携している、×：あまり連携していない、-：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	全県の市分布			(1市4部市)	(1町5部町)
関係機関との連携をめぐる現状と課題について	○	△	×	○	○
貴自治体の他部局(障がい部局)	19	9	0	1	10
貴自治体の他部局(生活保護部局)・福祉事務所	18	10	0	1	12
貴自治体の他部局(男女共同参画部局)・男女共同参画センター	6	7	12	4	4
女性相談所	8	11	7	3	4
地域子育て支援センター	15	7	4	3	6
保育所・保育関係団体	26	3	0	0	13
児童養護施設等の児童福祉施設	4	9	11	5	3
児童館・放課後児童クラブ	9	11	6	3	4
民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員、主任児童委員	12	16	1	0	6
社会福祉協議会	8	13	7	1	1
市町の保健部局・保健センター	25	1	2	1	14
県保健福祉事務所(保健所)	10	11	5	3	4
医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関、医療専門職	5	16	6	2	1
教育委員会	23	4	2	0	13
教育センター	4	3	11	11	4
幼稚園・幼稚園関係団体	17	3	5	4	11
小学校	25	4	0	0	14
中学校	25	4	0	0	14
高等学校	3	17	3	6	1
PTA連合会	0	5	14	10	0
警察	16	13	0	0	9
弁護士会、弁護士	0	6	16	7	0
法務局、人権擁護委員	3	10	13	3	2
保護司会	0	10	13	6	0
家庭裁判所	0	2	16	11	0
自治連合会	1	5	13	10	0
NPO、ボランティア、民間団体	3	11	7	8	2
その他	1	3	6	19	1
					0

## (2) 児童相談体制強化確認表にかかる市町の確認結果分布表

【状況チェック】 ○: ほぼできている、△: 課題はあるが取り組んでいる、×: あまりできていない、-: 無回答、該当なし、不明等

	全県の市分布(29)				市部市(14)		町部町(5)	
<b>① 市町のマネジメント能力強化</b>	○	△	×	-	○	○	○	○
<b>【状況チェック】</b>								
1-1 相談の各ケースについて、責任を持って担当する職員を決めている	17	8	4	0	9	8		
1-2 相談が担当者に任せきりにならないようにしている	14	10	5	0	9	5		
1-3 職員が外部の研修に定期的に参加している(職員1人が少なくとも年間に1回以上は参加している)	20	8	1	0	11	9		
1-4 新人や新たに相談担当になった職員に対して相談対応の基本を教えている	9	11	8	1	7	2		
1-5 相談援助のあり方について第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	4	6	19	0	2	2		
<b>② 情報管理・活用</b>	○	△	×	-	○	○	○	○
<b>【状況チェック】</b>								
2-1 児童虐待の種類別件数を統計資料として毎月把握している	15	5	9	0	10	5		
2-2 相談の受付や対応に関する情報について職員が互いに閲覧できる形で情報管理している(台帳管理、索引簿の作成)	20	7	2	0	12	8		
2-3 ケースの進行管理台帳を活用している	15	8	6	0	11	4		
2-4 台帳への記載や電子システムへの入力は1ヶ月以内にできている	18	7	4	0	6	12		
2-5 規定等を整理して事務所内で閲覧しやすいようにしている	7	10	11	1	5	2		
<b>③ 児童虐待の対応と窓口の取り組み</b>	○	△	×	-	○	○	○	○
<b>【状況チェック】</b>								
3-1 住民に対して児童相談窓口をわかりやすく知らせるパンフレット、ポスター等を作成・配布している	10	10	9	0	5	5		
3-2 関係機関に児童相談窓口を周知している	25	3	1	0	13	12		
3-3 関係機関に対する児童虐待の予防・早期発見に関する啓発研修を実施している	13	3	13	0	10	3		
3-4 養育支援訪問事業を実施している	20	0	9	0	11	9		
3-5 ショートステイ事業を実施している	12	0	17	0	10	2		
<b>④ ハイリスク要因の把握と対応の実施</b>	○	△	×	-	○	○	○	○
<b>【状況チェック】</b>								
4-1 児童虐待のハイリスク要因について職員が理解を共有している	18	8	3	0	8	10		
4-2 虐待通告を受けた場合、通告受付票を必ず作成している	18	7	4	0	11	7		
4-3 アセスメント・援助方針の決定にあたっては、複数の職員や関係機関による多面的なチェック・検討を行っている	18	9	2	0	11	7		
4-4 児童虐待等の通告に関しては、きょうだいのアセスメントも必ず併せて行っている	24	4	1	0	13	11		
4-5 アセスメントシートを活用して援助方針を決定している	0	4	24	1	0	0		
<b>⑤ モニタリングの実施</b>	○	△	×	-	○	○	○	○
<b>【状況チェック】</b>								
5-1 援助方針の決定時に、ケースの援助と進行管理を主に担当する主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)を決定している	13	14	2	0	4	9		
5-2 必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会実務者会議で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応している	24	5	0	0	11	13		
5-3 進行管理が必要なケースは、定期的にケース検討会議を開催して状況変化に対応した援助を行っている	17	8	4	0	8	9		
5-4 モニタリングを必ず実施している	19	8	2	0	8	11		
5-5 子どもが施設から退所したケースについて、児童相談所と連携を図りながら、退所後のアフターケアを相談や定期的な訪問により行っている	15	9	2	3	5	10		
5-6 ケースの終結に関する判断の基準と手続きを定めている	4	9	15	1	3	1		

	全県の分布 (29市町)				(14市)	(5町)
	O	△	X	-	O	O
<b>6)児童相談所との連携状況</b>						
<b>【状況チェック】</b>						
6-1 立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等が必要と考えられるケースについては、課長相当職等と協議し、児童相談所に直ちに連絡している	26	2	0	1	14	12
6-2 市町から児童相談所への情報提供に際して、認識の違いが問題になることはない	13	12	4	0	6	7
6-3 児童相談所は参加を要請したケース検討会議等には出席している	23	5	1	0	10	13
6-4 個別ケース検討会議では、児童相談所がケースへの対応等を適切に助言・指導している	19	9	1	0	8	11
6-5 児童相談所への一時保護要請は受け入れられている	16	9	4	0	4	12
6-6 文書での送致・通知を実施している	3	0	15	5	3	0
6-7 ケース進行管理会議を開催している	23	1	5	0	12	11
<b>7)児童相談所と児童虐待対策委員会との連携状況</b>						
<b>【状況チェック】</b>						
7-1 構成員に対して、守秘義務について周知し徹底している	26	2	1	0	12	14
7-2 ケースへの支援にあたって必要な場合に、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めている	25	4	0	0	12	13
7-3 実務者会議でのケース進行管理はきちんとできている	19	9	1	0	9	10
7-4 個別ケース検討会議は適宜・適切な時に開催されている	23	6	0	0	12	11
7-5 協議会における検討にあたって、第三者の立場から専門的に助言・指導できるスーパーバイザーを確保している	2	6	21	0	2	0
7-6 ケースの終結にあたっては、要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで終結している	13	6	9	1	7	6
<b>8)関係機関との連携①(教育委員会・小中学校との連携状況)</b>						
<b>【状況チェック】</b>						
8-1 関係機関等で意識の共有を図るためのマニュアルやガイドラインの作成、関係機関への研修等に取り組んでいる	4	7	18	0	4	0
8-2 学校等に対して、定期的な連絡を依頼している	15	12	2	0	8	7
8-3 児童虐待の通告を済む機関はない	16	11	2	0	5	11
8-4 児童相談への対応にあたって援助の依頼が可能な機関や人材を把握し、リスト等を作成して職員間で共有している	5	12	12	0	3	2
8-5 虐待対応における警察など関係機関との連携にあたっての取り決めや注意点などについて職員が共通に認識できるように説明の機会を持っている(文書化、内部研修等)	3	9	15	2	2	1
<b>9)関係機関との連携②(保健部局・医療機関との連携状況)</b>						
<b>【状況チェック】</b>						
9-1 教育委員会との連携ができる	23	4	2	0	13	10
9-2 小中学校との連携ができる	25	4	0	0	14	11
9-3 幼稚園との連携ができる	17	3	5	4	11	6
9-4 障がい部局との連携ができる	19	9	0	1	10	9
9-5 生活保護部局・福祉事務所との連携ができる	18	10	0	1	12	6
9-6 男女共同参画部局との連携ができる	6	7	12	4	4	2
9-7 保健部局・保健センターとの連携ができる	25	1	2	1	14	11
9-8 医療機関との連携ができる	5	16	6	2	1	4
9-9 警察との連携ができる	16	13	0	0	9	7
9-10 民生委員児童委員との連携ができる	12	16	1	0	6	6
9-11 弁護士会・弁護士との連携ができる	0	6	16	7	0	0

### (3) 要保護児童対策地域協議会の運営状況

【協議会の開催状況】 - : 無回答、該当なし、不明等

チェック項目	( 全 県 市 町 ) 29	( 市 部 市 ) 14	( 町 部 町 ) 5
○(出席)			
代表者会議			
実務者会議			
個別ケース検討会議			
○(出席)			
代表者会議			
市町の児童福祉部局	29	14	15
市町の障がい部局	12	7	5
市町の生活保護部局(福祉事務所)	19	9	10
市町の男女共同参画部局・男女共同参画センター	9	8	1
児童相談所	29	14	15
家庭児童相談室	9	9	0
女性相談所	9	8	1
地域子育て支援センター	9	3	6
保育所・保育関係団体	25	12	13
児童養護施設等の児童福祉施設	7	7	0
児童館・放課後児童クラブ	4	2	2
民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員、主任児童委員	26	13	13
社会福祉協議会	18	10	8
市町の保健部局・保健センター	21	10	11
県保健福祉事務所(保健所)	18	12	6
医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関、医療専門職	21	13	8
教育委員会	29	14	15
教育センター	5	3	2
幼稚園・幼稚園関係団体	20	11	9
小学校、中学校、高等学校	28	13	15
PTA連合会	6	6	0
警察	29	14	15
弁護士会、弁護士	6	5	1
法務局、人権擁護委員	17	13	4
保護司会	7	5	2
家庭裁判所	1	1	0
自治連合会	7	4	3
NPO、ボランティア、民間団体	12	8	4
有識者(スーパーバイザー)	3	2	1
その他	7	5	2

チェック項目	( 全 県 市 町 )	( 市 部 市 )	( 町 部 町 )
<b>実施者会議</b>			
○(出席)			
市町の児童福祉部局	24	11	13
市町の障がい部局	7	4	3
市町の生活保護部局(福祉事務所)	9	4	5
市町の男女共同参画部局・男女共同参画センター	5	5	0
児童相談所	25	12	13
家庭児童相談室	9	9	0
女性相談所	6	4	2
地域子育て支援センター	9	3	6
保育所・保育関係団体	14	7	7
児童養護施設等の児童福祉施設	4	4	0
児童館・放課後児童クラブ	2	0	2
民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員、主任児童委員	14	6	8
社会福祉協議会	8	3	5
市町の保健部局・保健センター	21	11	10
県保健福祉事務所(保健所)	8	5	3
医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関、医療専門職	8	6	2
教育委員会	26	13	13
教育センター	3	2	1
幼稚園・幼稚園関係団体	10	6	4
小学校、中学校、高等学校	15	7	8
PTA連合会	2	2	0
警察	12	8	4
弁護士会、弁護士	2	1	1
法務局、人権擁護委員	6	5	1
保護司会	2	1	1
家庭裁判所	0	0	0
自治連合会	0	0	0
NPO、ボランティア、民間団体	4	3	1
有識者(スーパーバイザー)	0	0	0
その他	3	2	1

【実施状況チェック】 ○：ほぼできている、△：課題はあるが取り組んでいる、×：あまりできていない、-：無回答、該当なし、不明

チェック項目	(全 県 の 市 分 布 )				( 市 部 市 )	( 町 部 町 )
【実施状況チェック】	○	△	×	-	○	○
構成員に対して、守秘義務について周知徹底している	26	2	1	0	12	14
学校等に対して、定期的な連絡を依頼している	15	12	2	0	8	7
ケースへの支援にあたって必要な場合に、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めている	25	4	0	0	12	13
実務者会議でのケース進行管理はきちんとできている	19	9	1	0	9	10
個別ケース検討会議は適宜・適切な時に開催されている	23	6	0	0	12	11
個別ケース検討会議では、児童相談所がケースへの対応等を適切に助言・指導している	19	9	1	0	8	11
協議会における検討にあたって、第三者の立場から専門的に助言・指導できるスーパーバイザーを確保している	2	6	21	0	2	0
関係機関等で意識の共有を図るためのマニュアルやガイドラインの作成、関係機関への研修等に取り組んでいる	4	7	18	0	4	0

## 第4 要保護児童対策地域協議会実務者会議メンバーへのアンケート結果概要

### 「1. 要保護児童対策地域協議会の開催・運営に係る課題、改善の提案」: 代表的な意見

#### 【情報の共有・連携について】(44件)

児童虐待の防止、早期発見の解決には児童相談所を中心とした関係機関、地域住民の連携をますます強化していかなければいけないと思います。

この協議会を構成する各機関・団体は良好な関係の下、活発な活動が進められていると感じる。更に望むこととしては、福祉分野と教育分野(学校)との情報共有・やりとり(個人情報に留意しつつ)が一層積極的に行われること。そのためには、双方が懸案について積極的に協議をもちかける意識と環境を整え、早い段階からの活発な連携と対応が図られることを期待します。

#### 【開催回数・時間について】(32件)

様々な立場の方が参加いただいており、充実した会となっていてありがとうございます。会議の時間に対して取り扱いの必要なケースが多く、一つひとつの事例に多くの時間をかけることが出来ないことが課題であると思われます。「協議」の必要なケース「報告」で済むケースと区別出来れば良いと思います。

個々に必要な連携は図られていると思うが、年一度の開催でどの程度目的が果たされているだろうか。開催回数を増やして、時には具体的な例も示すことで、今後の更なる効果を期待することは出来ないか。

#### 【会議の形式について】(30件)

要対協、又各関係機関によって意識に温度差があるので、具体的な事例をあげた研修形式をとるようにしていった方が良い。その際の児相などの専門機関のアドバイスは不可欠である。

ケーススタディ的なものを主としたもので、関係機関の対応やその時の課題を話し合う会議としてほしい(好事例・困難事例等)。

#### 【メンバーについて】(27件)

毎回ケース説明をしているが、動きのないケースの場合には、説明不要だと思う。その時に検討が必要だと思われる人を良く知る人に出席を求められるようになればいいのではないか。対象児童の担任や、事情を良く知る関係者など。

よく「～だと聞いています。」人づての発言が多く感じられる。

児童相談所さんなど町外の他機関の方々には、よきSVとしての役割を期待しております。ケースの支援についての助言を求めた際、現実には「初めて担当になったから」「よくわかりません」といった返答を受けることが近年増えてきました。よりよい支援につながるよう協議会で活発に多方面から御助言いただけるよう形になると良いと思います。

#### 【広報・周知について】(16件)

何度も運営委員会を開催しても、一般の方々に知ってもらう事なく、係りの人達だけの事ではどうしようもない。皆様にどう伝えていくか考えてほしい。

今年度初めて町の協議会に参加して、このようなネットワークが町にあるということを知りました。教職員の間であまり知られていないので、もっと周知されるとよいと思います。(町内の状況がよくわかり、良い資料を出していただいているので。)

#### 【資料について】(13件)

協議会(代表者会議)では、各構成機関の役割、業務内容等を認識できるように、事前に業務内容と実績の概要を提出してもらい、一覧にしたものを作成しておいたらいかがでしょうか。構成機関の業務内容、何ができるのか(何ができないのか)を知ることが、連携等の強化につながるものだと思います。(協議会で業務内容等をそれぞれ説明することは要しないと思います。)

プライバシー保護のために実名を記録した資料が一切残らない配慮がなされていますが、検討をすすめるにあたって詳細が不足しがちで各ケースの縦軸での方針が一貫しません。検討資料を毎回完全に回収すれば済むことと考えますので、せめて実務者会議だけでも実名でのケース検討をすすめていただきたい。

#### 【その他】(36件)

当該協議会においては各々のケースについて、実務者会議を開催して援助方針を決定し、進行管理を行っているところである。しかし、子育て支援を実際にしていくのは、学校や保育所等の現場であり、役割をフィードバックされた現場が対処して活動できる能力をいかに担保し、機能を発揮するための方策を当該協議会としてもコーディネートできる調整機能を持つ事を検討していくことが必要でないかと思います。

運営に関して、担当課の担当者を中心にして教育関係者(教委・国・学校の代表者)、関係機関(児童相談所等)が出席し、進められていくのであるが、日常的に専門的な知識を持った相談員が配置できていないのが課題であると考える。

## 「2. 市町の児童相談体制に係る課題、改善についての提案」: 代表的な意見

### 【情報の共有・連携について】(60件)

市の家庭児童相談室の各担当が地域別担当であり、担当者が不在の場合、児童や家庭の状況がわからない場合がある。最低での情報の共有は必要と思われる。  
ケースの共有とお互いの専門性をいかした役割分担が必要かと思います。受理したケースをどこが中心になって、それぞれがどういう働きかけをしていくのか、司令塔がいるのかなど思います。

### 【担当者について】(49件)

相談件数が年々増加し、外へ出ての訪問相談、支援も増えており、職員の増員が望まれる。  
気軽に住民が相談できるような体制にするためには、マンパワーを増やすこと、人材育成が大切である。  
相談を受ける側に、時間的、精神的に余裕があることが大切である。

### 【相談環境について】(29件)

市民にとって、児童相談の内容により、相談者の主訴によりどこに相談したらよいのか判断しづらい。そのため、例えば電話相談において、様々な窓口に回されるといったことが起りうる。相談業務の分担化ならび、窓口の一本化が必要ではないか。  
行政的な窓口は確立してきたと思うが、そこに気軽に相談に来れるような雰囲気作りも今後必要であり、近所からの心配される情報等も気軽に寄せられるような体制になると良い。

### 【広報・周知について】(12件)

今は隣近所のこともよく知らないという事が多い。文書でのお知らせではなく、自治会等地域住民の集まる時に児童相談体制はこのようになっておりますといったことを周知していくことも考えられるのではないかでしょうか。  
どこの部署が、どの様な資格を持った人が、どの様に相談を受け対応しているのかペールに包まれた感じで、もう少し実務者等に説明が必要だと思います。

### 【国・県などの支援について】(8件)

児童福祉司、保健師、心理カウンセラーなど専門的な資格を有する正規職員を配置するとともに、迅速に対応するためには、一定の権限を法的に市町に付与するほうがよいのではないか。ただし、経費等の問題があることから、補助金や交付税など国や県の財政的支援が必要。

児童相談所に持ち込まれるケースは、重いものがほとんどで、解決にも長い年月を必要とします。抱えるケースは増え続けるのは当たり前です。国や県、市町がもっと予防に力を入れなければいけないと思います。地域の人が通報することから、それ以前に見守り支える関係を作っていく必要があります。

### 【その他】(36件)

虐待疑いや養育上問題のある家族で会うことが出来ない場合、どの頻度でどこまで市だけで訪問を続けていいのかという判断が難しい場合があります。  
市町の要支援家庭に対する福祉サービス(ショートステイ等)の充実が、虐待予防の観点から重要な課題だと考えます。

### 「3. 児童相談所との連携に係る課題、改善についての提案」: 代表的な意見

#### 【情報の共有・連携について】(42件)

実務者会議では、十分な情報が入らないと思いますから、現場に出向き要保護児童について話し合いをもつ方向でお願いします。

個人情報保護法によりなかなか情報を伝えることが難しくなっているが、子どもの虐待予防に関しては、情報共有を密にして対応していく事が必要である。そのためには協議会で顔を合わせ、人間関係を築いていくことが大切である。

#### 【担当者について】(22件)

児童相談所の職員の人数が少ないと思います。虐待の件数が年々増加していて大変だと思います。

児童相談所がもう少し近くにあるといいと思う。出張所のようなところがあればいいと思う。人員の確保が難しいかもしれないが。

#### 【役割分担について】(17件)

相談の内容により連携していくケースと必要がないケースがあると思うが、その判断が難しいのではないか。

児相と市町の業務分担は明確になっているのか、児相も市町も担当区域が広域過ぎ、端や小さな問題が見落とされがちになるのではと思います。

#### 【判断基準について】(15件)

支援方法についての助言をいただいたら、当町にとっては心強い存在ではありますが、動き方、介入方法について、慎重になるがあまりこちらが望む形・時期での介入が、すぐさま実行されない部分にもどかしさを感じています。責任の重さと、立場があるでしょうから、仕方がない…と思いながらも…。

児童相談所にも「虐待が大変重く命に関わる」ようでなければ、即動いて頂けない所があり、「様子を見る」「見守る」という形が多いようにも思われます。様々なケースが増える中で、適切に対応できる組織がより整備されていくと良いと思われます。

#### 【アドバイス・助言について】(11件)

ケース管理のランクを見直す会議を定期的に持っているが、市のケースとなった際の指導、助言をもう少し具体的にいただきたい。(市のケースは減っていかない。)

連携するそれぞれの部署の内容を理解したうえで、児童相談所がフロントとしてケースマネジメントしたり、スーパーバイザーとして指導していただきたいと思います。

#### 【周知について】(9件)

児童相談所の業務内容や権限が、どの様なものか殆どわからないので、説明が必要だと思います。また、児童相談所に対し、どの様な情報が必要か分からないのでその様な説明も必要だと思います。

一つ一つのケースで、どの程度なら児童相談所へ連絡し関わっていただくのか、判断基準が難しいが「気になることはすぐ相談」という意識をひろげ、定着するための啓発が更に必要ではないでしょうか。

#### 【イメージについて】(8件)

あまり身近に感じられません。

児童相談所への通報を躊躇する人がまだまだ多いと思います。小さことでも対応していただける雰囲気が必要ですか。

#### 【その他】(44件)

公の機関としての問題にしか対応できない(法律に沿った事)。法律(規則・条例)の改正が必要と思われる。

年々相談件数が多く児童の職員さんも大変だと思いますが、学校、保育園、地域のサロン(核家族の進行に伴い、若いお母さんの方の子育て経験を補完する場所等がもう少しあればよいと思う。)等のニーズを早くキャッチし、早急な対応を。